第２期今別町地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行日　令和２年３月
発行元　今別町役場 町民福祉課
住　所　〒030-1502
青森県東津軽郡今別町大字今別字今別１６７
ＴＥＬ　0174-35-3004　　ＦＡＸ　0174-35-2298
ＵＲＬ　https://www.town.imabetsu.lg.jp/

第２期今別町地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和２年３月　今別町

第２期今別町地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和２年３月

今別町

ごあいさつ

急速な少子高齢化の進行や、社会構造が変化している今日において、人々の暮らし方や価値観が多様化し、ご近所とのつながりや地域への帰属意識が薄れつつあります。町民の皆さんが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていくためには、お互いに支え助け合うことが大切になります。

互いに助け合うためには、普段の生活における住民同士のつながりや日頃からの何気ない交流が大切であり、お互いを思いやる心を持てるような“まちづくり”を町民の皆さんが主役となって進めていくことが、これからの地域づくりを進めていくうえで、とても重要であると思っております。

さらに、地域福祉の向上には、支援を必要としている人を見落とすことなく、その人が必要とする支援へつないでいく仕組みづくりが重要であり、町民の皆様、社会福祉に関連する団体、専門機関、地域で活動されている団体、行政等がしっかりと連携し、協働による支え合いや助け合いができる関係を築くことが不可欠です。

このような現状を踏まえ、この度、地域の中でお互いに支え合い、安心して暮らせるまちの実現に向けて「第２期今別町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。今後は、新計画に基づき地域住民の誰もが役割を持ち、支え合いながら暮らすことのできる地域づくりの推進に取り組んでいきたいと考えておりますので、町民や関係団体の皆さまのより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和２年３月

今別町長　中嶋　久彰

目　次

第１章　計画策定にあたって
１．計画策定の背景・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
２．地域福祉計画とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
３．計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
４．計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
５．計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

第２章　今別町を取り巻く現状
１．人口の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
２．子どもの現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
３．要介護高齢者・障害のある人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
４．アンケート調査から見た現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
５．ヒアリング調査から見た現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

第３章　施策体系
１．基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
２．基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
３．施策体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44

第４章　施策の展開
基本目標１　福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり・・・・・・・・・・・47
１．サービスを利用しやすい環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・47
２．サービス向上の仕組みづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
基本目標２　安心して暮らせる環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
１．安心・安全を支える体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
基本目標３　ふれあいとつながりの場所づくり・・・・・・・・・・・・・・・・55
１．住民がつながる場所づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
２．地域における連携の体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
基本目標４　福祉を支える人づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
１．福祉意識向上の体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
２．誰もが参加できる地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58

第５章　計画の推進
１．計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
２．計画の点検・評価・推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62

第６章　成年後見制度利用促進基本計画
１．成年後見制度利用促進基本計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・ 65
２．基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65

第７章　地域福祉活動計画
１．計画策定の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
２．事業の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

資料編
１．今別町地域福祉計画策定委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75

第１章　計画策定にあたって

第１章　計画策定にあたって

１．計画策定の背景・目的

（１）社会的背景・目的

全国的に少子高齢化や、働き手となる若者の都市への流出が進行するなかで、何らかの手助けや支援を必要としている人たちが増えています。価値観や生活様式の多様化などにより、人と人とのつながりが希薄になることによって、社会的に孤立する人の増加という新たな問題も生じています。

そのほか、高齢者や障害のある人、児童に対する虐待や孤独死の問題、生活困窮者への支援など、多様な地域生活課題が複合化・深刻化しています。また、東日本大震災、平成 28 年の熊本地震、平成 29 年の九州北部豪雨、令和元年 10 月の台風 19 号などの発生により、あらためて地域コミュニティの重要性が再認識されており、日頃からのつながりや災害時における要支援者への支援体制の構築が求められています。

こうした背景から、国は平成 29 年６月に社会福祉法を改正し、地域福祉を推進する理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者（地域住民等）自らが把握し、関係機関との連携による解決が図られることを明記しました。

また、市町村も地域住民が地域福祉活動へ参加促進する環境整備や各福祉分野を超えて地域生活課題について、総合的に相談に応じ、関係機関と連携する包括的な支援体制整備に努めることが必要となります。

こうした背景を受け、「第２期今別町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進を目指します。

（２）地域共生社会の実現

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域で暮らす住民や、地域で活動する各種の団体など地域の多様な主体が、地域で生じるさまざまな課題の解決に向けた取り組みに「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。国は、この地域共生社会の実現を目指す取り組みを進めています。

今別町においても、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを醸成し、地域の住民、団体等が公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。「第２期今別町地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、今別町における地域共生社会を目指すうえでの、ひとつの指針となるものです。

改正社会福祉法　抜粋　（平成 30 年４月１日施行）

（ 地域福祉の推進 ）

第４条　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

２　地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（ 市町村地域福祉計画 ）

第 107 条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

（１）　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

（２）　市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項項

（３）　社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

（４）　福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

（５）　市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項

２　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

３　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2．地域福祉とは

私たちがともに暮らすこの地域は、少子高齢社会・人口減少が進んでいます。その中で展開されている「福祉」には、介護保険サービス、子育て支援や子どもたちの健全育成、障害のある人への支援といった実にさまざまな側面があります。それらサービスの提供や支援については、社会福祉制度に基づく行政サービスの一環として実施されるものに加え、地域ボランティアや福祉サービス事業者などの人たちが、その大きな担い手として活躍しています。

私たちにとって、年をとることは誰もが避けられないことであり、また、子育てや事故、病気で手助けを必要とする場合も多々あります。このように考えると、誰もが生活のさまざまな場面で「福祉」に関わって生きていると言えます。

今後、少子高齢化の進行や近所づきあいの減少、景気の動向などが私たちの暮らしに大きな影響を与え、さまざまな課題がさらに増えていくことが予想されます。こうした課題に対し、地域住民や地域ボランティア、福祉サービス事業者などの福祉活動に関わる人たち、そして行政機関などがそれぞれの役割や特性を活かしつつ、地域でともに暮らす人たちがお互いに支え合い・助け合いながら、よりよい方策を見出していこうというのが、地域福祉の考え方です。

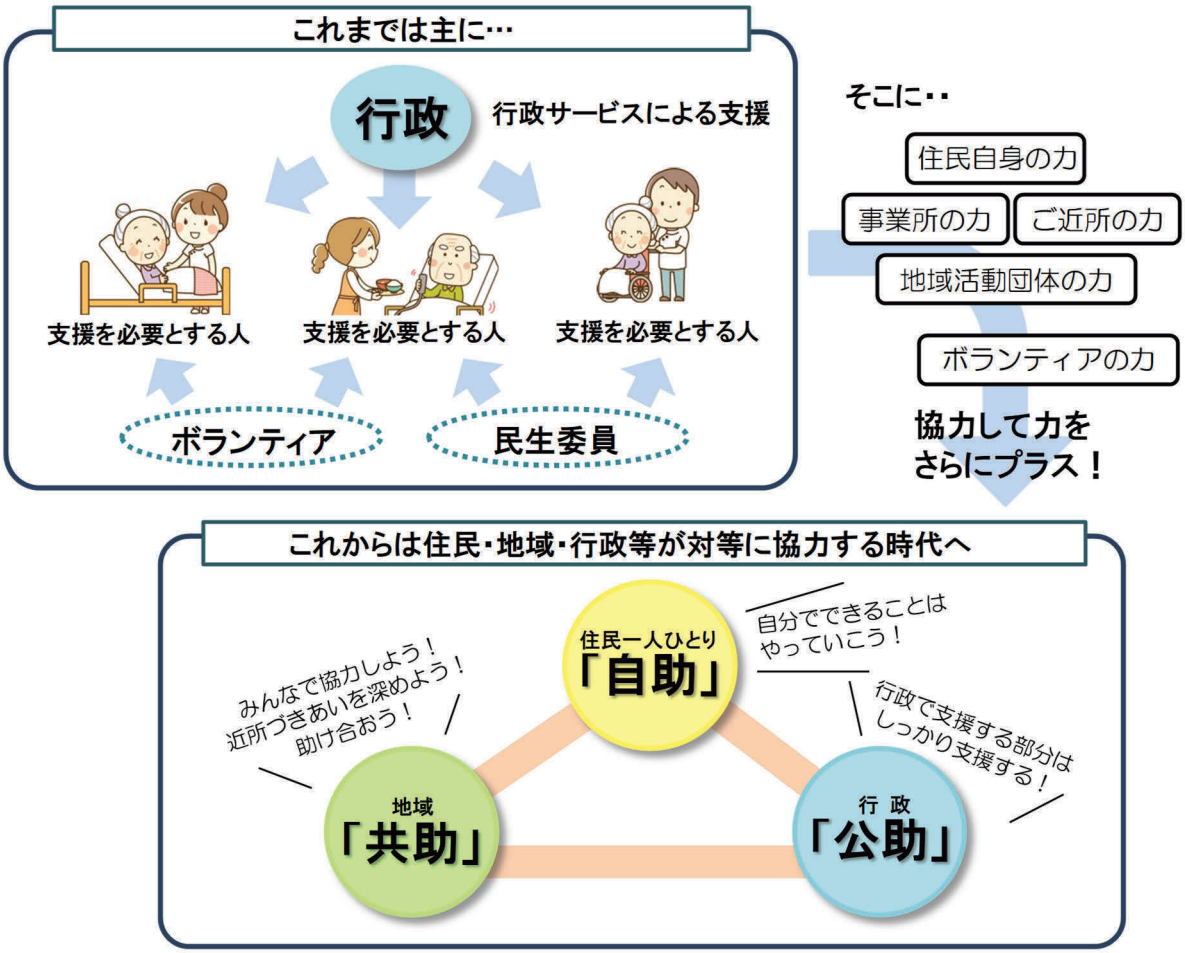

「自助」とは
住民一人ひとりや家族に期待される役割です。

「共助」とは
ご近所のほか、自治区、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉相談員、福祉サービス事業所、各関係団体、企業・事業所、ボランティア等地域の団体・

「公助」とは
法や制度に基づいて実施する行政の役割です。

3．計画の位置付け

本計画は社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定するものです。

（1）地域福祉計画

「今別町地域福祉計画」は、「第 5 次今別町総合計画」を上位計画とした計画であり、高齢者福祉、児童福祉・子育て支援、障害福祉等、他の福祉分野における行政計画（今別町子ども・子育て支援事業計画、今別町介護保険事業計画・高齢者福祉計画、今別町障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画）との整合性・連携を図りながら、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、町民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標とします。

（2）地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする民間の活動・行動計画です。

地域における課題や地域福祉の理念などを共有し、活動の密接な連携を確保します。

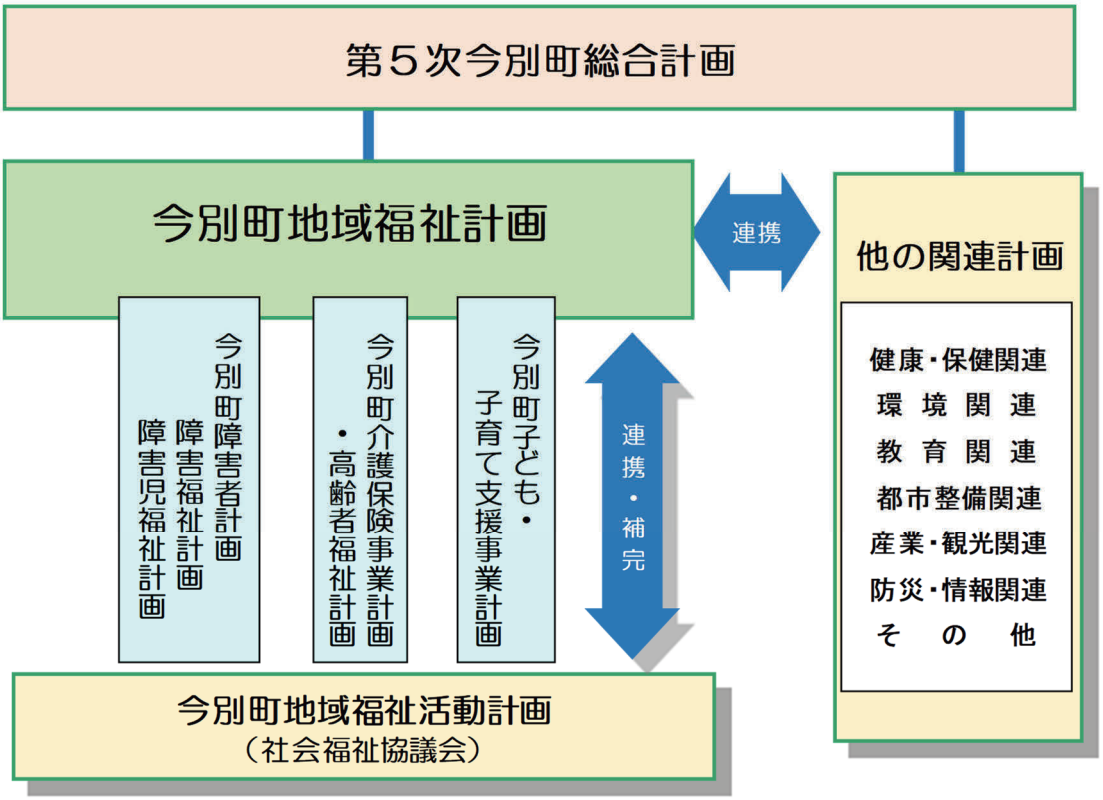

4．計画の期間

本計画の計画期間は、令和２年度から令和６度までの５年間とします。

なお、計画期間においては計画の進捗状況や成果について検証し、状況に応じて見直しを行うものとします。

５．計画の策定体制

（１）策定委員会の設置

「学識経験者」、「民生委員児童委員」、「社会福祉事業に関する者」、「地域福祉活動に関する者」などから構成される「今別町地域福祉計画策定委員会」を設置し、慎重な協議を重ね、本計画を策定いたします。

（２）アンケート調査の実施

今別町に居住する方を対象に、アンケート調査を実施し、地域福祉推進についてのご意見を伺い、今後の福祉施策を展開するための基礎資料とします。

（３）関係団体ヒアリング調査の実施

各種関連の団体・組織などに対しヒアリング調査を実施し、ニーズや現状などの把握を行い計画策定の基礎資料としました。

（４）国・県との連携

計画策定にあたっては、国や県の示す考え方や方向性などと適宜、整合性を確保しながら、策定を行います。

第２章　今別町を取り巻く現状

第２章　今別町を取り巻く現状

１．人口の動向

（1）人口の推移

本町の人口は、平成 26 年の 3,020 人から平成 30 年の 2,677 人と、減少傾向で推移しています。

年齢区分ごとの人口では、0～14 歳の年少人口が、平成 26 年の 146 人から平成 30 年の 112 人、15～64 歳までの生産年齢人口は、平成 26 年 1,429 人から平成 30 年の 1,134 人と共に減少しています。

一方、65 歳以上の高齢者は、平成 26 年の 1,445 人から平成 30 年の 1,431 人とほぼ横ばいで推移しています。

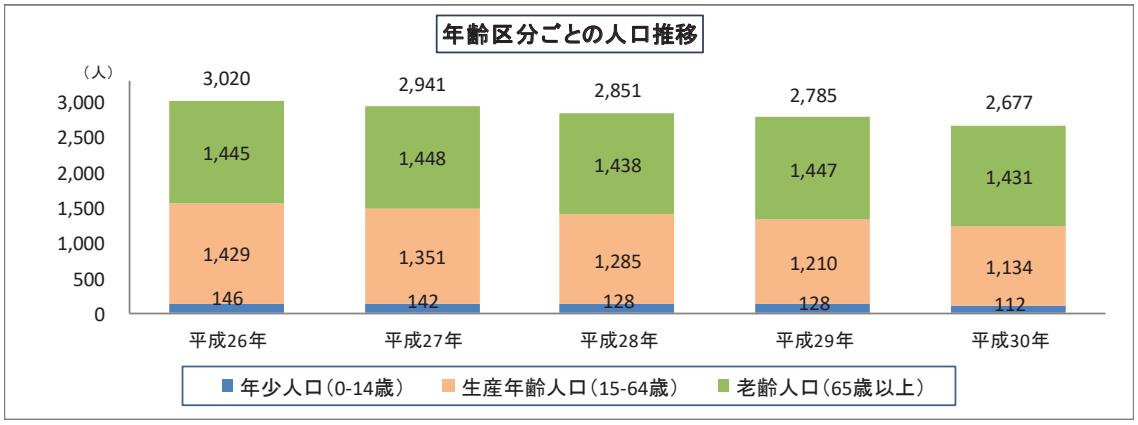

各年 10 月 1 日現在

（2）世帯の推移

世帯の状況は、平成 26 年の 1,524 世帯から平成 30 年の 1,432 世帯と減少傾向で推移しています。

１世帯あたりの人員についても、平成 26 年の 1.98 人から平成 30 年の 1.87 人と減少傾向で推移しています。

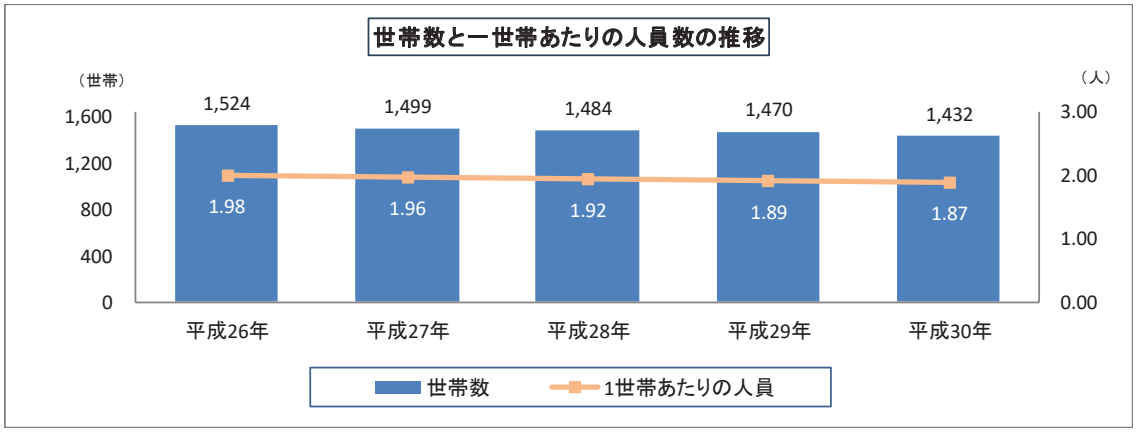

各年 10 月 1 日現在

（3）転入・転出の推移

平成 26 年度以降の転入・転出の状況では、全ての年度で転出が転入を上回っており、社会減の状況が続いています。

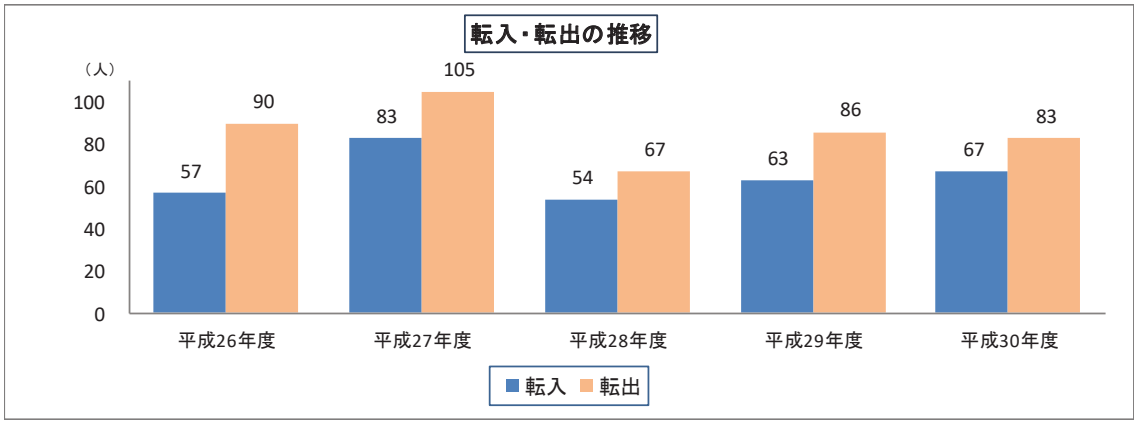

各年度合計

（4）出生数の推移

出生数の状況は、平成 28 年度の 8 人が最も多く、平成 30 年度の 5 人が最も少なくなっています。

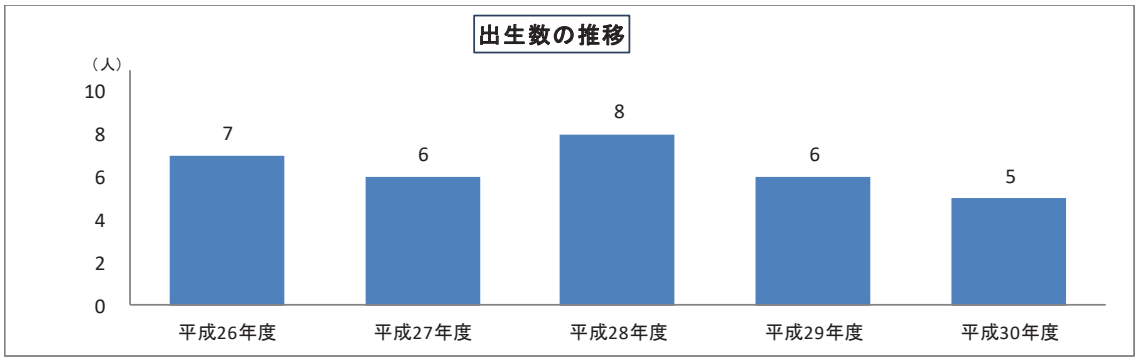

各年度合計

2．子どもの現状

（1）園児数

園児数の合計は、平成 27 年の 25 人から令和元年の 31 人と増加傾向で推移しています。

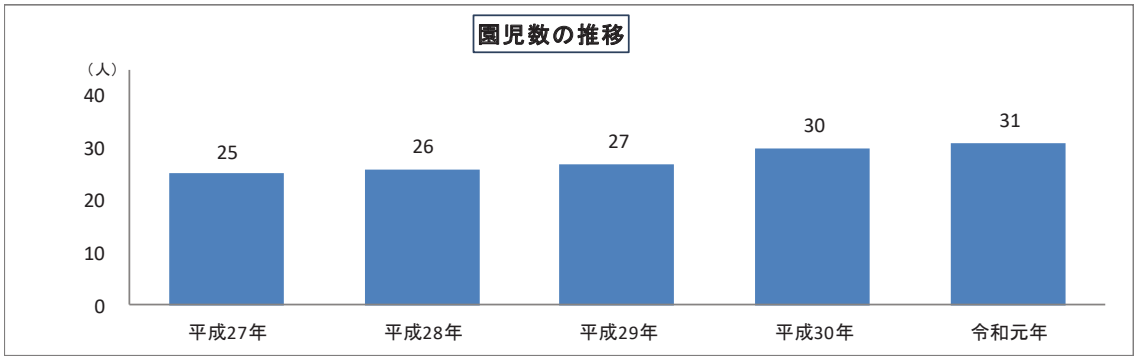

保育所名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
今別こども園（保育所）	25	26	27	30	31

各年 5 月 1 日現在

（2）児童数

児童数の合計は、平成 27 年の 68 人から令和元年の 43 人と減少傾向で推移しています。

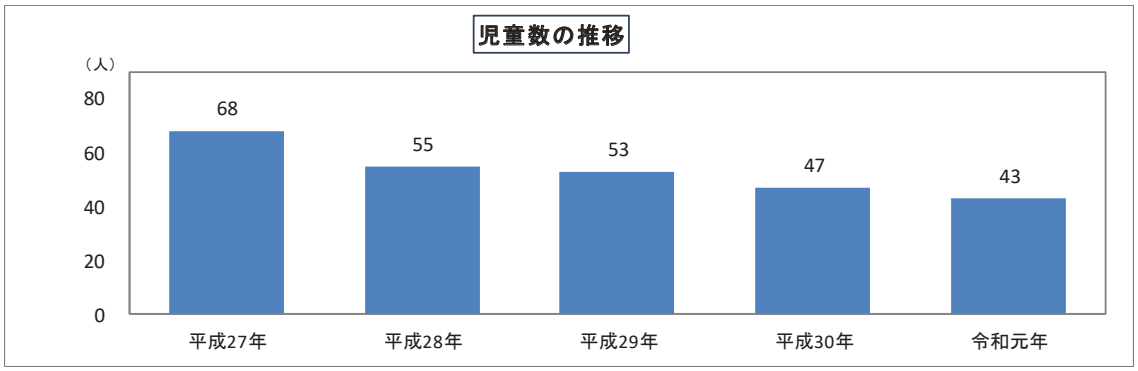

小学校名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
今別小学校	68	55	53	47	43

各年 5 月 1 日現在

（3）生徒数

中学校生徒数は、平成 27 年の 45 人から令和元年の 33 人と減少傾向で推移しています。

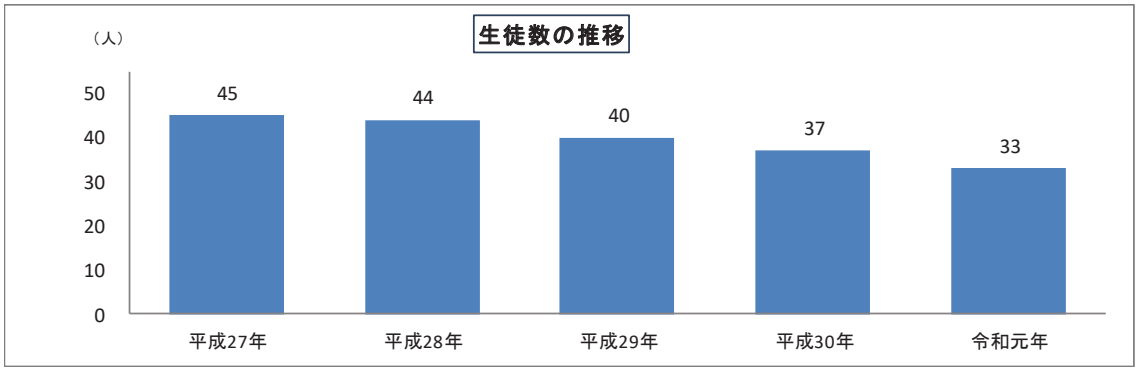

中学校名	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
今別中学校	45	44	40	37	33

各年 5 月 1 日現在

3．要介護高齢者・障害のある人の状況

（1）要介護認定者数の状況

要介護認定者数は、平成 26 年の 363 人から平成 27 年の 383 人まで増加していしましたが、その後減少に転じ平成 30 年には 327 人となっています。

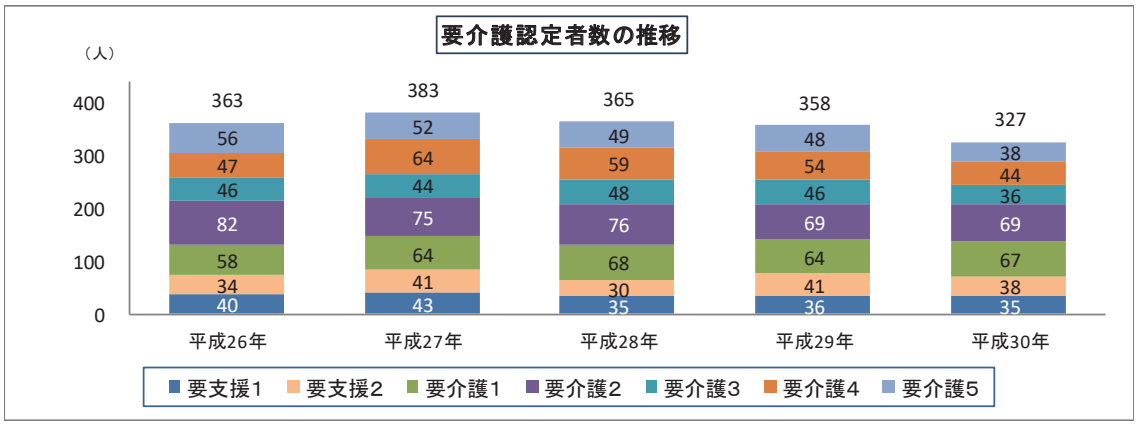

各年 10 月 1 日現在

（2）障害者手帳所持者

障害者手帳所持者は、平成 26 年の 350 人から平成 30 年の 308 人と年ごとの増減はあるものの減少しています。

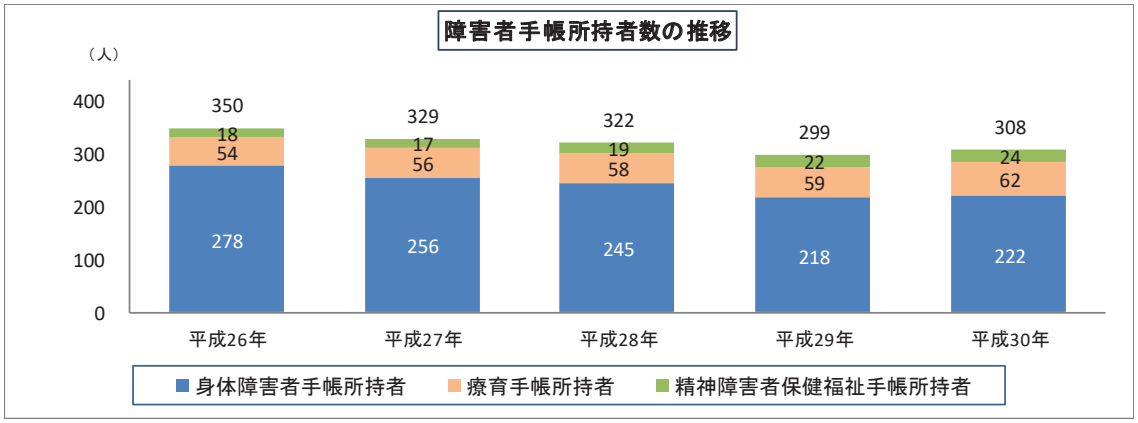

各年 10 月 1 日現在

4．アンケート調査から見た現状

（1）調査概要

①　調査目的

本調査は、「今別町地域福祉計画」を策定するにあたり、地域福祉推進についてのご意見を伺い、今後の福祉施策を展開するための基礎資料とするために実施しました。

②　調査概要

○　調査対象者　　今別町にお住いの 18 歳以上の方の中から 1,000 人を無作為抽出
○　調査方法　　郵送による配布、回収調査
○　調査時期　　令和元年７～８月

③　回収結果

調査対象者数	回収数	回収率
1,000	469	46.9%

④　集計上の注意

○　端数処理の関係上、構成比（%）の計が 100%とならないことがあります。
○　図表の構成比（%）は小数第２位以下を四捨五入したものです。
○　複数回答の設問は、すべての構成比（%）を合計すると 100%を超える場合があります。
○　図表中の″n=″は、各設問の対象者数を表しています。

（2）アンケート調査結果

①　属性

○性別

「男性」が 44.1%、「女性」が 54.4%となっています。

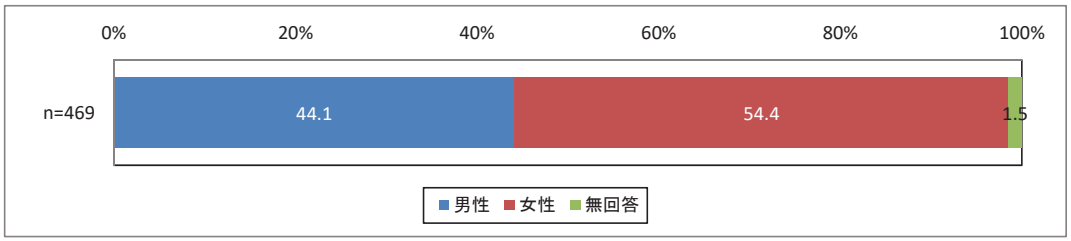

○年齢

「70 歳以上」が 43.7%で最も多く、次いで「60～69 歳」29.9%、「50～59 歳」12.4%の順となっており、高齢者の割合が非常に高くなっています。

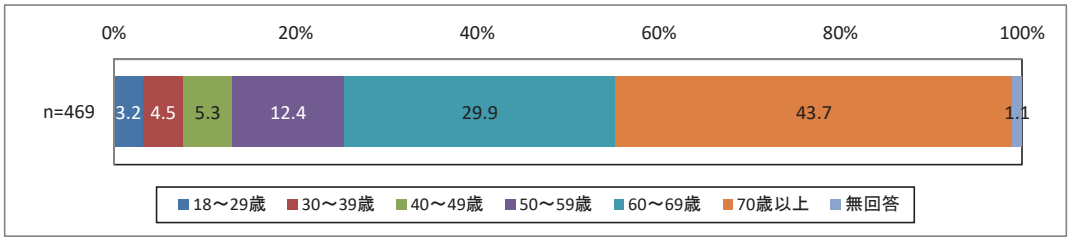

○居住地区

「今別」が 25.8%で最も多く、次いで「大川平」18.1%、「西田」11.7%の順となっています。

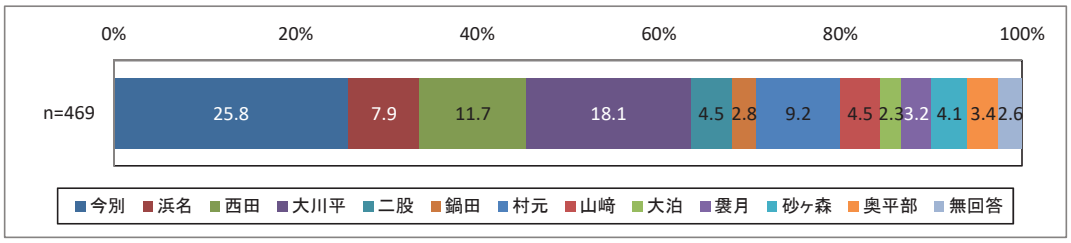

○家族構成

「夫婦のみ」が 40.1%で最も多く、次いで「二世代世帯（親と子）」28.4%、「単身（ひとり暮らし）」16.8%の順となっています。

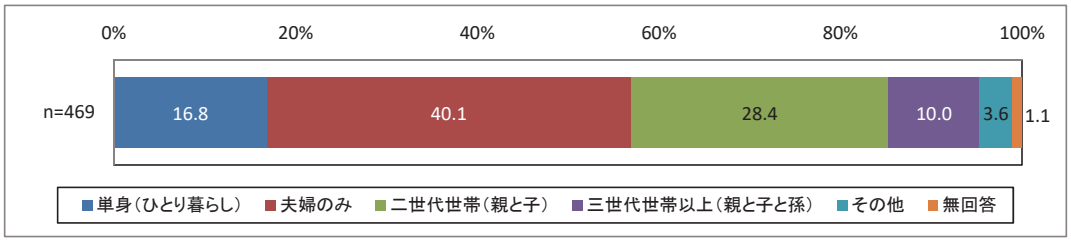

家族構成を年代でみると、「単身（ひとり暮らし）」で「70 歳以上」、「夫婦のみ」で「60 歳以上」が多くなっています。

属性	区分	全体	単身（ひとり暮らし）	夫婦のみ	二世代世帯（親と子）	三世代世帯以上（親と子と孫）	その他	無回答
年代	10・20歳代	100.0	6.7	0.0	66.7	6.7	13.3	6.7
		15	1	0	10	1	2	1
	30歳代	100.0	9.5	0.0	52.4	38.1	0.0	0.0
		21	2	0	11	8	0	0
	40歳代	100.0	12.0	4.0	56.0	20.0	8.0	0.0
		25	3	1	14	5	2	0
	50歳代	100.0	17.2	29.3	32.8	15.5	5.2	0.0
		58	10	17	19	9	3	0
	60歳代	100.0	10.0	48.6	29.3	7.9	3.6	0.7
		140	14	68	41	11	5	1
	70歳以上	100.0	23.4	49.3	18.5	5.4	2.4	1.0
		205	48	101	38	11	5	2

○居住年数

「30 年以上」が 75.9%で最も多く、次いで「20 年以上 30 年未満」8.7%、「10 年以上 20 年未満」5.1%の順となっています。

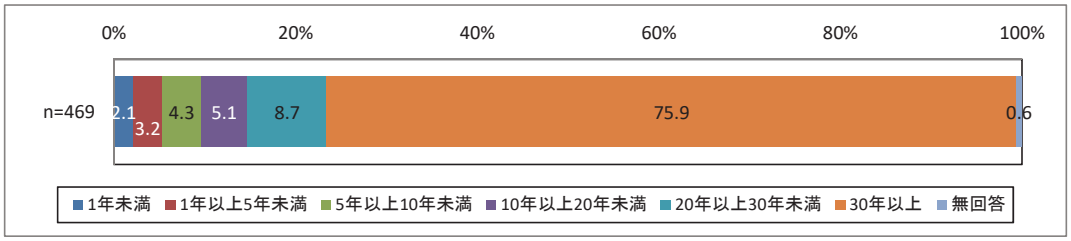

② 「地域」との関わりについて

問１ 近所づきあいの状況

「親しく付き合っている」が 53.1%で最も多く、次いで「あいさつをする程度の付き合い」30.5%、「非常に親しく付き合っている」14.1%の順となっており、半数以上の方が「親しく付き合っている」と回答しています。

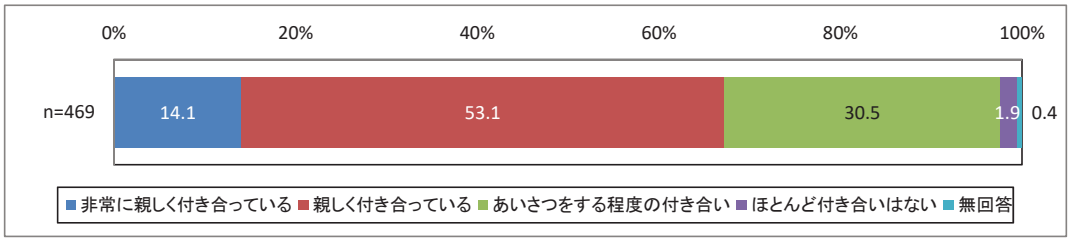

近所づきあいの状況を居住年数でみると、「非常に親しく付き合っている」「親しく付き合っている」で「30 年以上」が多く、「あいさつをする程度の付き合い」「ほとんど付き合いはない」では「5 年未満」が多くなっています。

属性	区分	全体	非常に親しく付き合っている	親しく付き合っている	あいさつをする程度の付き合い	ほとんど付き合いはない	無回答
年代	1年未満	100.0	0.0	30.0	70.0	0.0	0.0
		10	0	3	7	0	0
	1年以上5年未満	100.0	0.0	20.0	66.7	13.3	0.0
		15	0	3	10	2	0
	5年以上10年未満	100.0	10.0	25.0	55.0	10.0	0.0
		20	2	5	11	2	0
	10年以上20年未満	100.0	4.2	45.8	45.8	4.2	0.0
		24	1	11	11	1	0
	20年以上30年未満	100.0	9.8	43.9	46.3	0.0	0.0
		41	4	18	19	0	0
	30年以上	100.0	16.6	58.4	23.9	1.1	0.0
		356	59	208	85	4	0

問１-１　近所づきあいがない理由（複数回答）

「近所づきあいの状況」で「あいさつをする程度の付き合い」「ほとんど付き合いはない」と回答した方

「関わる機会や時間がないから」が 48.0%で最も多く、次いで「特に必要を感じないから」30.3%、「家族にまかせているから」21.7%の順となっています。

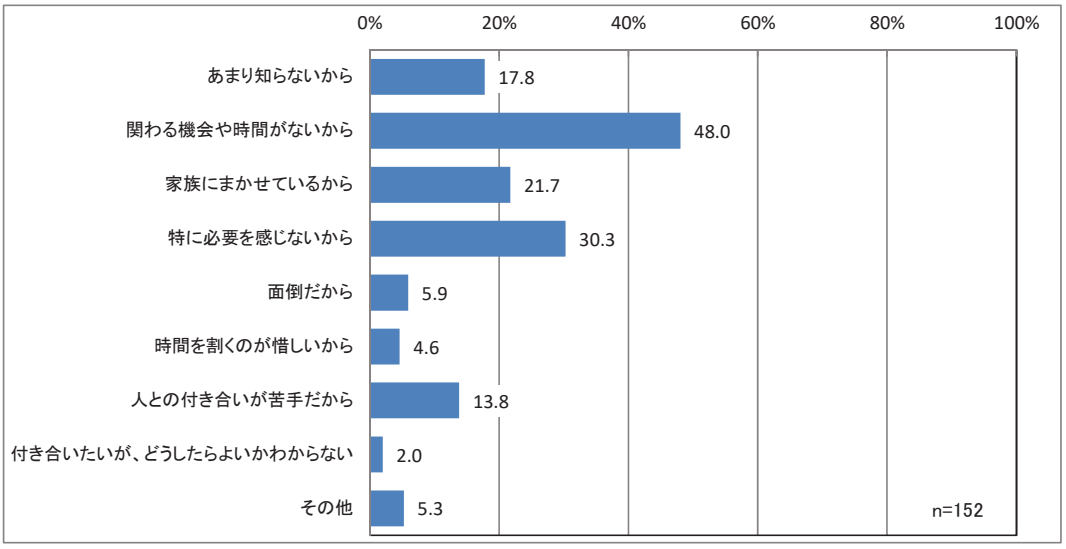

問２　地域活動の参加状況

「現在活動していないが、過去に活動したことがある」が 46.7%、「現在活動している」「活動したことがない」が 25.4%となっています。

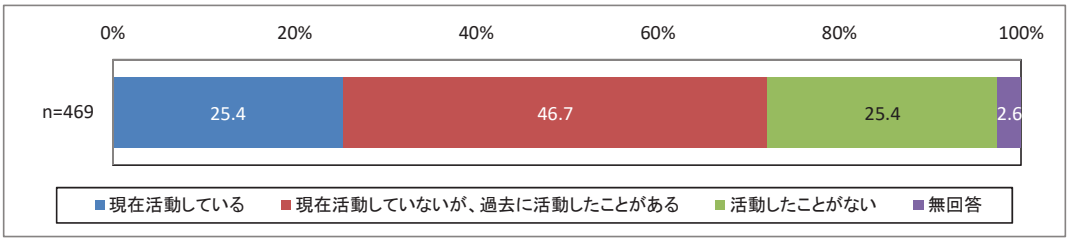

地域活動の状況を年代でみると、「活動したことがない」で「10～30 歳代」の若い世代が多くなっています。

属性	区分	全体	現在活動している	現在活動していないが、過去に活動したことがある	活動したことがない	無回答
年代	10・20歳代	100.0	0.0	40.0	53.3	6.7
		15	0	6	8	1
	30歳代	100.0	28.6	19.0	52.4	0.0
		21	6	4	11	0
	40歳代	100.0	40.0	20.0	36.0	4.0
		25	10	5	9	1
	50歳代	100.0	19.0	58.6	22.4	0.0
		58	11	34	13	0
	60歳代	100.0	30.0	45.7	22.9	1.4
		140	42	64	32	2
	70歳以上	100.0	23.4	50.2	22.4	3.9
		205	48	103	46	8

問３　地域活動への今後の参加希望

「機会があれば参加したい」が 39.9%で最も多く、次いで「参加したい」20.5%、「参加したいと思わない」18.6%の順となっています。

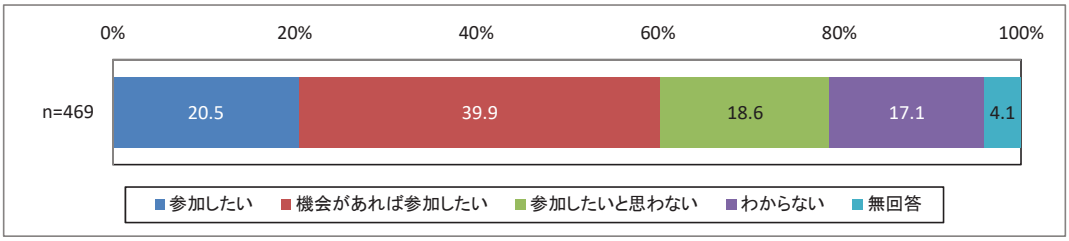

地域活動への今後の参加希望を年代でみると、「機会があれば参加したい」で「10～40 歳代」が多くなっています。

属性	区分	全体	参加したい	機会があれば参加したい	参加したいと思わない	わからない	無回答
年代	10・20歳代	100.0	6.7	46.7	20.0	20.0	6.7
		15	1	7	3	3	1
	30歳代	100.0	23.8	42.9	4.8	28.6	0.0
		21	5	9	1	6	0
	40歳代	100.0	20.0	52.0	16.0	12.0	0.0
		25	5	13	4	3	0
	50歳代	100.0	15.5	41.4	20.7	22.4	0.0
		58	9	24	12	13	0
	60歳代	100.0	25.0	41.4	18.6	12.9	2.1
		140	35	58	26	18	3
	70歳以上	100.0	19.0	36.6	19.5	18.0	6.8
		205	39	75	40	37	14

③　「福祉」について

問４　福祉への関心度

「ある程度関心がある」が 54.6%で最も多く、次いで「とても関心がある」21.7%、「あまり関心がない」12.6%の順となっています。

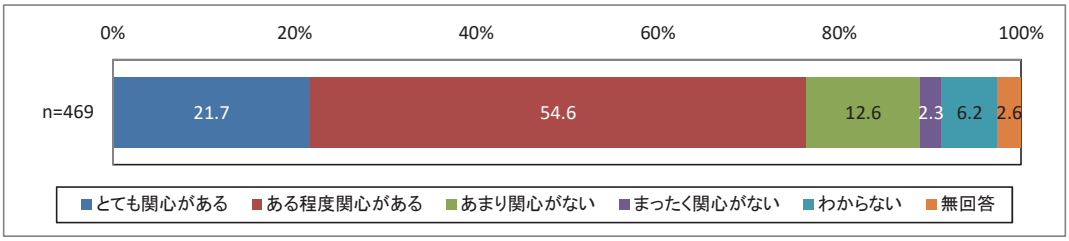

福祉への関心度を性別でみると、「とても関心がある」で男性が多くなっています。
年齢別では、「あまり関心がない」で「10・20 歳代」が多くなっています。

属性	区分	全体	とても関心がある	ある程度関心がある	あまり関心がない	まったく関心がない	わからない	無回答
性別	男性	100.0	25.1	49.8	14.0	3.9	5.3	1.9
		207	52	103	29	8	11	4
	女性	100.0	18.8	58.0	11.8	1.2	7.1	3.1
		255	48	148	30	3	18	8
年代	10・20歳代	100.0	13.3	46.7	33.3	0.0	0.0	6.7
		15	2	7	5	0	0	1
	30歳代	100.0	23.8	47.6	19.0	0.0	9.5	0.0
		21	5	10	4	0	2	0
	40歳代	100.0	20.0	56.0	4.0	12.0	4.0	4.0
		25	5	14	1	3	1	1
	50歳代	100.0	12.1	63.8	19.0	0.0	3.4	1.7
		58	7	37	11	0	2	1
	60歳代	100.0	20.0	57.9	10.7	2.1	5.7	3.6
		140	28	81	15	3	8	5
	70歳以上	100.0	25.9	50.7	11.2	2.4	7.8	2.0
		205	53	104	23	5	16	4

問４-１　関心のある福祉分野（複数回答）

「福祉への関心度」で「とても関心がある」「ある程度関心がある」と回答した方

「高齢者に関する福祉」が 68.4%で最も多く、次いで「福祉全般」43.3%、「障害者に関する福祉」27.7%の順となっています。

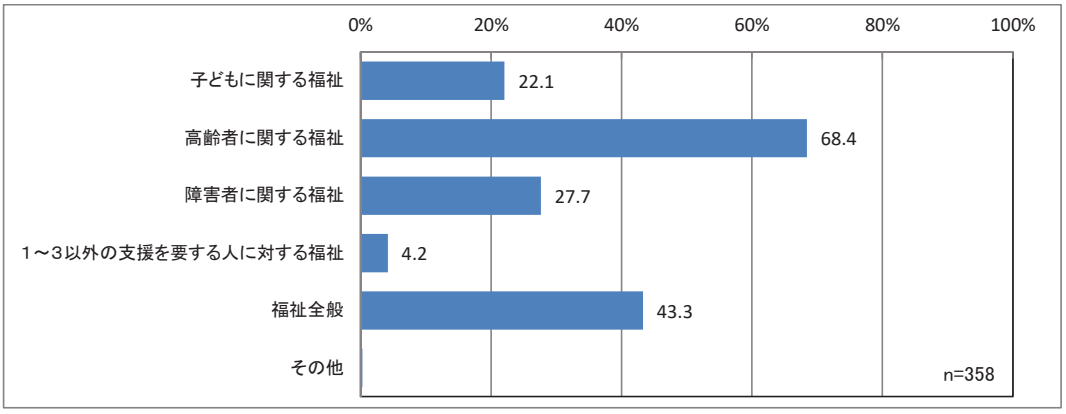

問５　支援してほしいこと（複数回答）

日常生活上の支援が必要になったとき地域の人にしてほしい支援では、「緊急時や災害時の手助け」が 64.8%で最も多く、次いで「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」60.6%、「話し相手・相談相手」36.0%の順となっています。

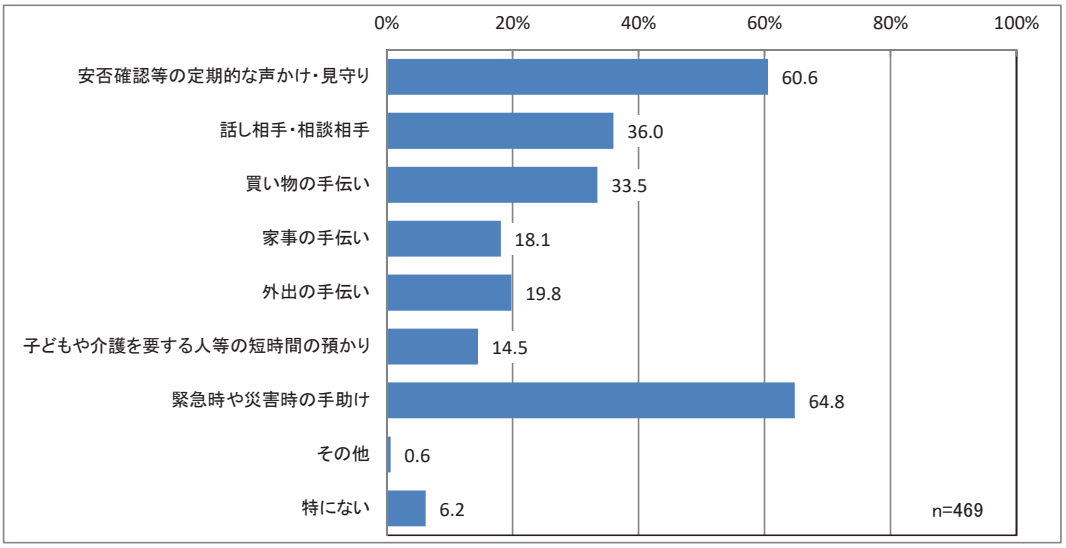

問６　支援できること（複数回答）

日常生活上困っている人がいた場合、どのような支援ができるかでは、「安否確認等の定期的な声かけ・見守り」が 64.0%で最も多く、次いで「緊急時や災害時の手助け」56.9%、「話し相手・相談相手」44.1%の順となっています。

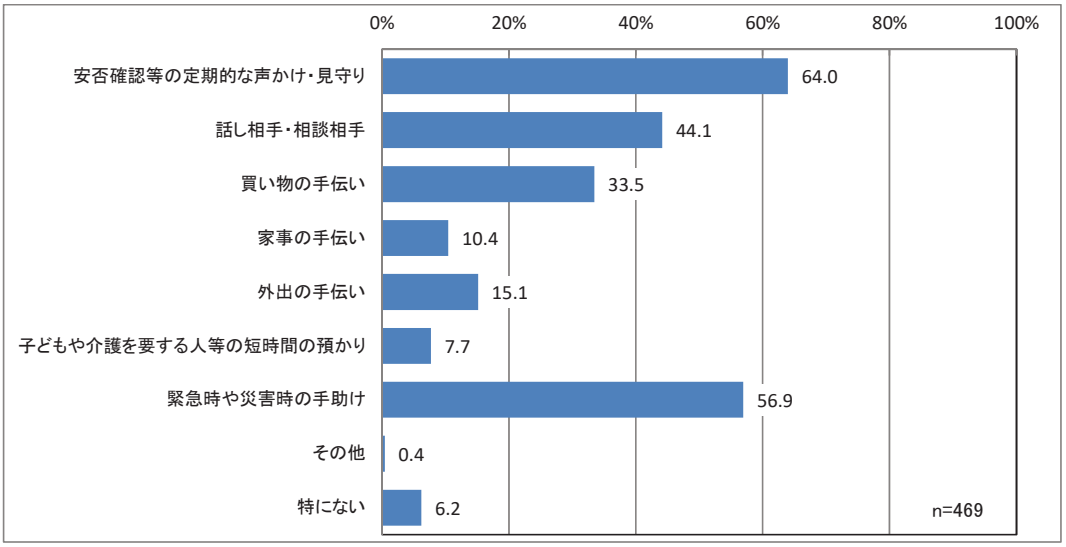

問７　福祉サービス」に関する情報の入手状況

「あまり入手できていない」が 48.2%で最も多く、次いで「わからない」25.2%、「入手できている」20.3%の順となっています。

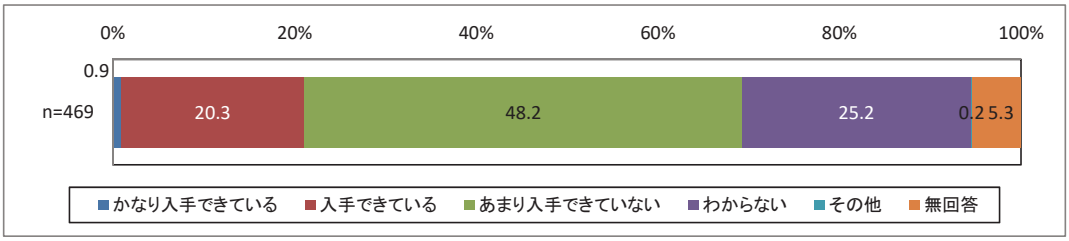

問８　「福祉サービス」に関する情報の入手先（複数回答）

「町の広報誌」が 55.2%で最も多く、次いで「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」29.9%、「家族や親戚」25.8%の順となっています。

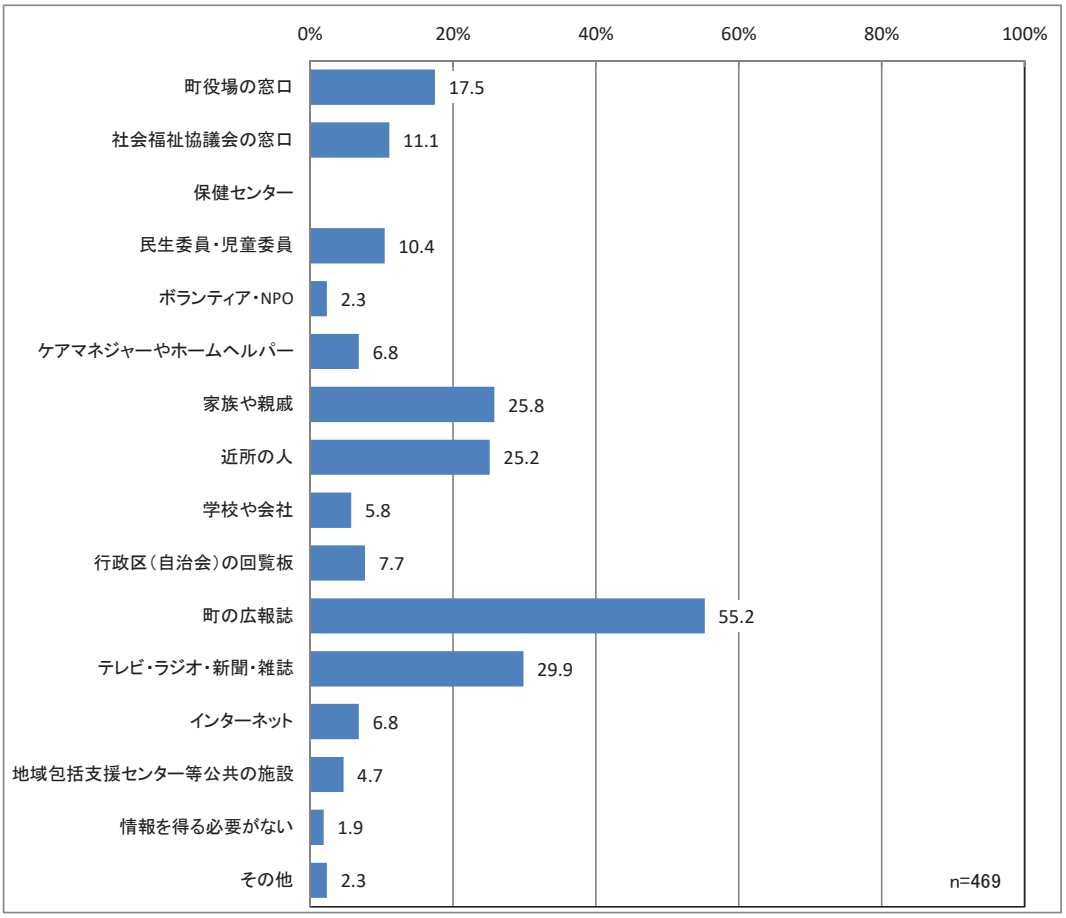

「福祉サービス」に関する情報の入手先を性別でみると、「民生委員・児童委員」「インターネット」などで女性が多くなっています。

年齢別では「民生委員・児童委員」で「70 歳以上」、「町の広報誌」「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」で「60 歳代」が多く、「インターネット」では年齢が若くなるほど多くなっています。

属性	区分	全体	町役場の窓口	社会福祉協議会の窓口	保健センター	民生委員・児童委員	ボランティア・NPO	ケアマネジャーやホームヘルパー	家族や親戚	近所の人
性別	男性	100.0	16.9	13.5	0.0	7.2	1.0	7.2	30.4	25.6
		207	35	28	0	15	2	15	63	53
	女性	100.0	18.0	9.4	0.0	13.3	3.1	6.7	22.7	24.7
		255	46	24	0	34	8	17	58	63
年代	10・20歳代	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.7	0.0	60.0	26.7
		15	0	0	0	0	1	0	9	4
	30歳代	100.0	33.3	4.8	0.0	0.0	0.0	4.8	33.3	14.3
		21	7	1	0	0	0	1	7	3
	40歳代	100.0	20.0	12.0	0.0	4.0	0.0	0.0	20.0	16.0
		25	5	3	0	1	0	0	5	4
	50歳代	100.0	13.8	3.4	0.0	3.4	0.0	17.2	27.6	20.7
		58	8	2	0	2	0	10	16	12
	60歳代	100.0	13.6	10.0	0.0	7.1	0.7	5.7	21.4	27.1
		140	19	14	0	10	1	8	30	38
	70歳以上	100.0	20.5	15.6	0.0	17.6	4.4	6.3	26.3	27.3
		205	42	32	0	36	9	13	54	56

属性	区分	全体	学校や会社	行政区（自治会）の回覧板	町の広報誌	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	インターネット	地域包括支援センター等公共の施設	情報を得る必要がない	その他
性別	男性	100.0	4.8	8.7	54.6	28.5	4.3	3.9	2.4	1.4
		207	10	18	113	59	9	8	5	3
	女性	100.0	6.7	6.7	56.5	29.4	9.0	5.5	1.6	2.7
		255	17	17	144	75	23	14	4	7
年代	10・20歳代	100.0	26.7	0.0	13.3	20.0	13.3	6.7	6.7	0.0
		15	4	0	2	3	2	1	1	0
	30歳代	100.0	19.0	4.8	57.1	9.5	28.6	9.5	0.0	9.5
		21	4	1	12	2	6	2	0	2
	40歳代	100.0	12.0	0.0	56.0	24.0	20.0	0.0	8.0	16.0
		25	3	0	14	6	5	0	2	4
	50歳代	100.0	13.8	5.2	58.6	22.4	19.0	6.9	0.0	0.0
		58	8	3	34	13	11	4	0	0
	60歳代	100.0	5.0	7.9	60.7	37.9	5.0	5.7	0.7	0.7
		140	7	11	85	53	7	8	1	1
	70歳以上	100.0	0.5	9.3	53.2	29.8	0.5	3.4	2.4	2.0
		205	1	19	109	61	1	7	5	4

問９　「地域福祉」について

「聞いたことはあるが内容はわからない」が 54.2%で最も多く、次いで「聞いたことがない」24.3%、「聞いたこともあるし内容も知っている」19.0%の順となっています。

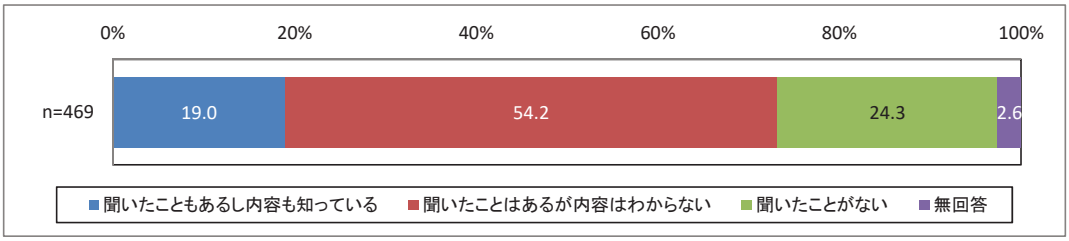

問 10　生活課題に対する住民同士の助け合いや支え合いの必要性

「ある程度必要だと思う」が 51.4%で最も多く、次いで「とても必要だと思う」39.4%、「どちらともいえない」5.8%の順となっています。

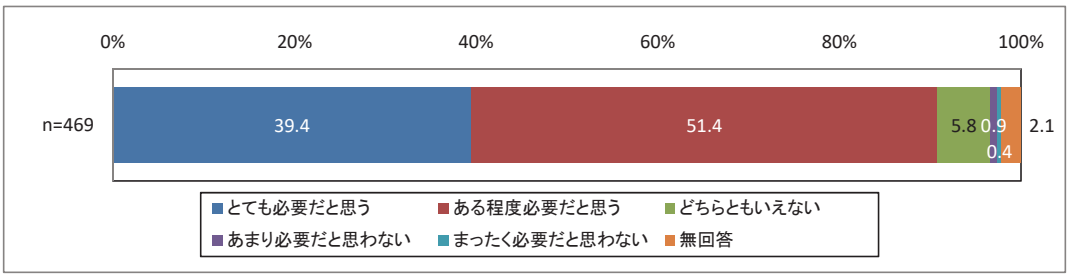

問 11　地域の住民が安心して暮らせるように、あなたができると思うこと（複数回答）

「見守りや声かけ」が 64.6%で最も多く、次いで「話し相手や相談相手」36.7%、「地域行事への参加や協力」36.5%の順となっています。

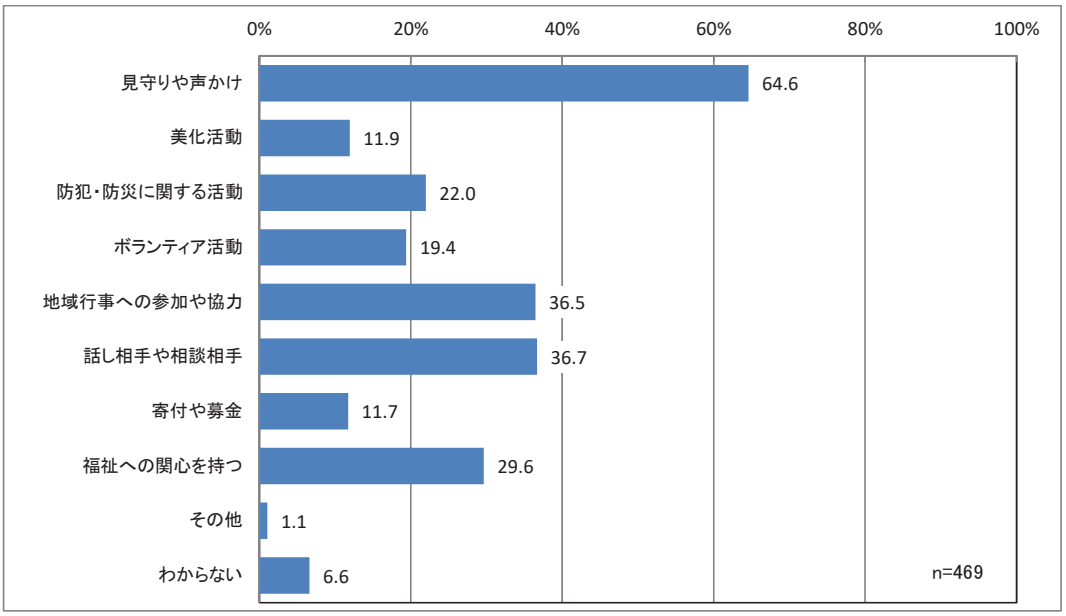

④　地域福祉に関わる機関や団体について

問 12　「社会福祉協議会」の活動内容

「聞いたことはあるが活動内容はわからない」が 55.9%で最も多く、次いで「聞いたこともあるし活動も知っている」37.3%、「聞いたことがない」4.3%の順となっています。

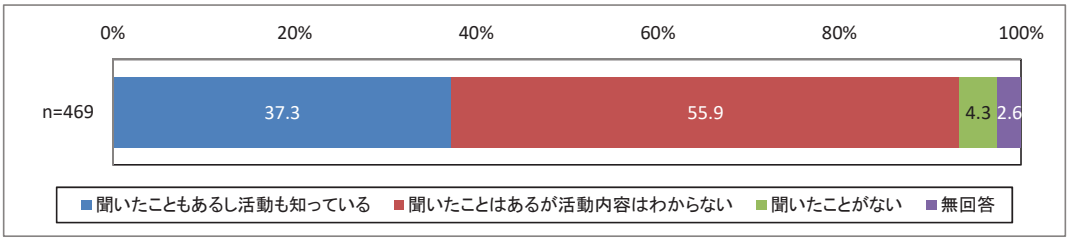

問 13　「民生委員・児童委員」の活動内容

「聞いたことはあるが活動内容はわからない」が 49.5%で最も多く、次いで「聞いたこともあるし活動も知っている」43.7%、「聞いたことがない」4.3%の順となっています。

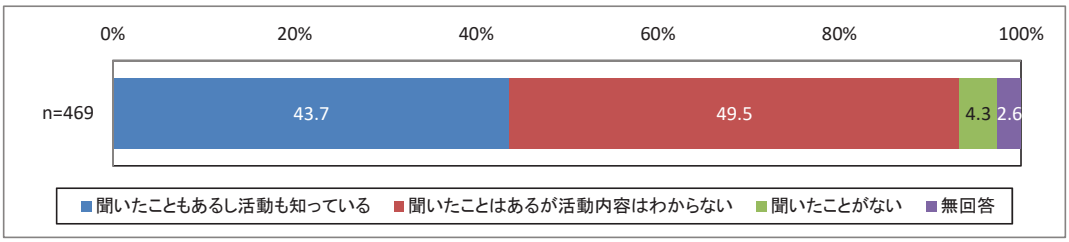

問 14　担当の「民生委員・児童委員」

「知っている」が 64.8%、「知らない」が 30.9%となっています。

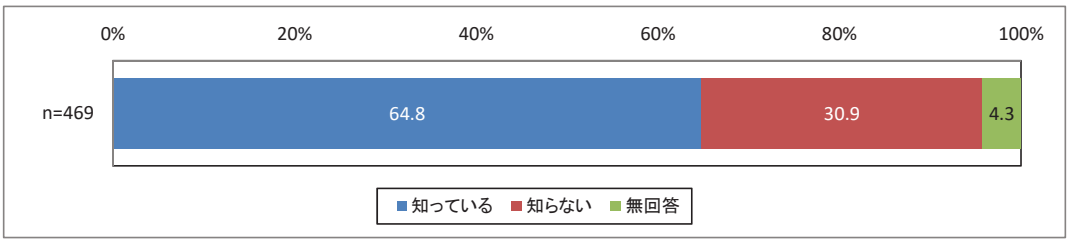

問 15　「民生委員・児童委員」の今後の活動でしてほしいこと（複数回答）

「高齢者等の支援が必要な方に対する訪問活動」が 60.3%で最も多く、次いで「福祉に関する情報提供」38.4%、「日常生活の悩みや心配ごとの相談」32.4%の順となっています。

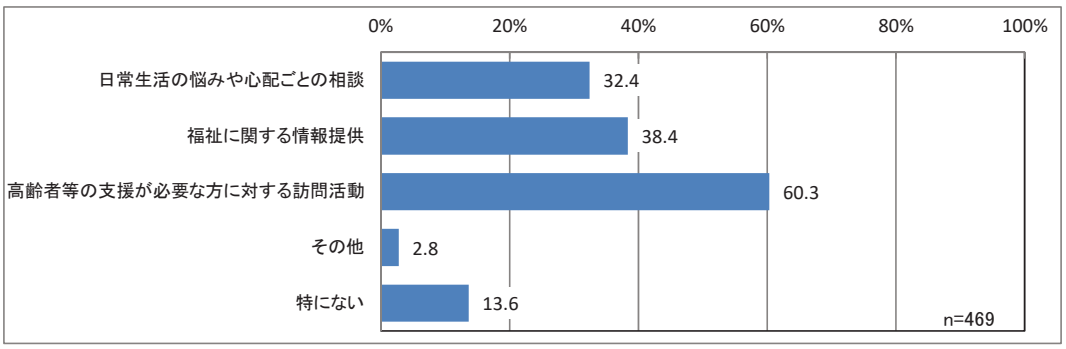

⑤　災害時の避難について

問 16　災害など緊急事態が発生した場合の避難について

災害時の適切な避難に関しては、「できると思う」が 61.0%、「できないと思う」が 31.3%となっています。

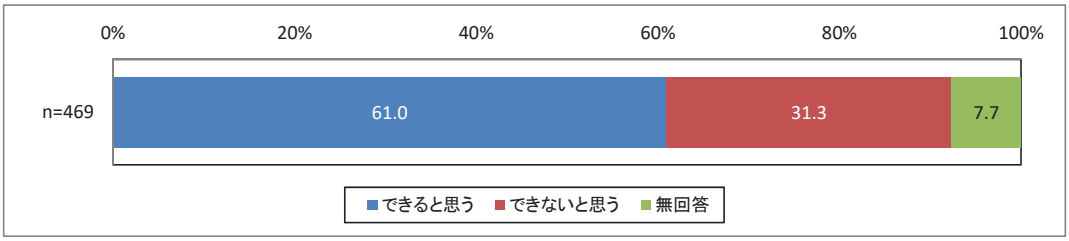

問 17　災害時に困ること（複数回答）

地震や台風などの災害発生時に困ることでは、「特にない」が 33.5%で最も多く、次いで「災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない」32.4%、「災害時の情報入手や連絡の手段がない」21.5%の順となっています。

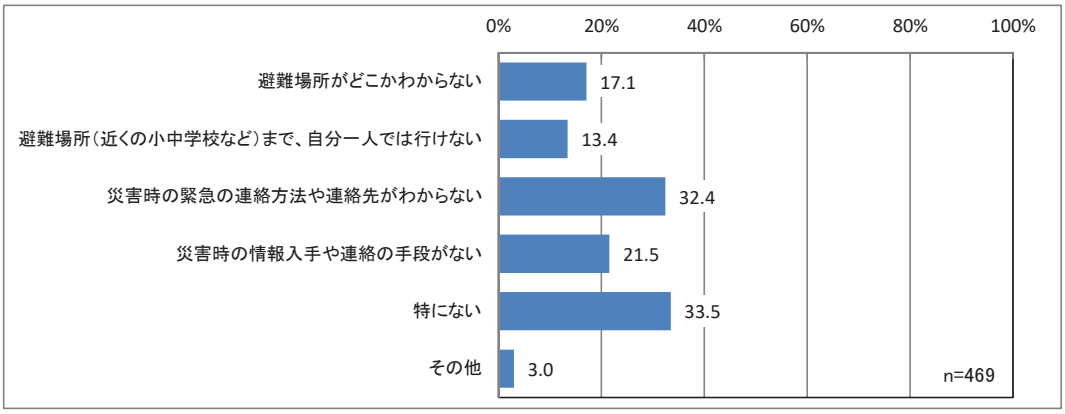

問 18　災害時の備えとして重要なこと（複数回答）

地震や台風などの災害発生時の備えとして重要なことでは、「危険箇所の把握」が 58.6%で最も多く、次いで「日ごろからの隣近所との挨拶、声かけや付き合い」55.9%、「地域での避難訓練の実施」39.2%の順となっています。

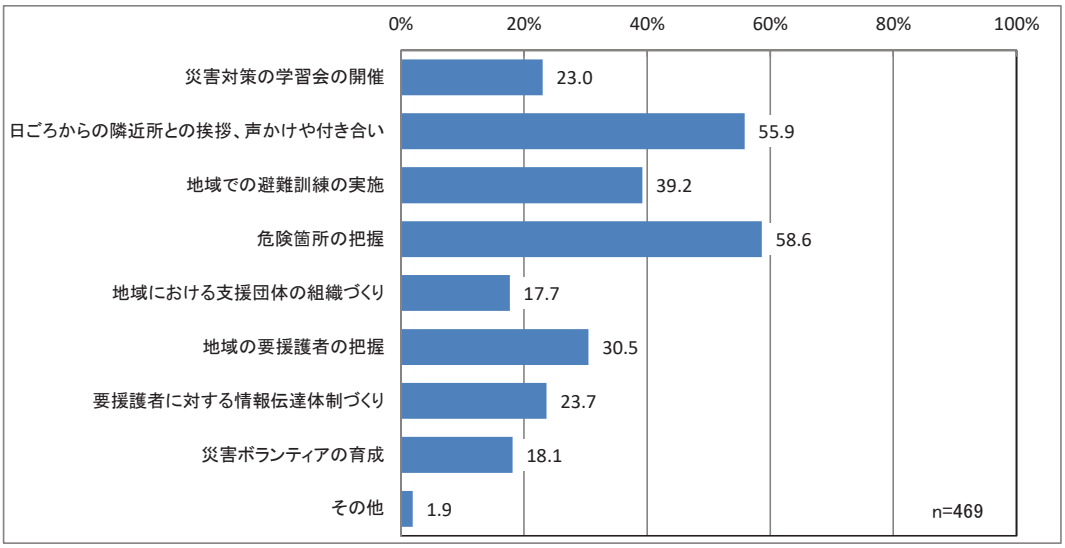

⑥　生活困窮者の自立支援について

問 19　生活困窮者自立支援法の認知度

生活困窮者自立支援法の認知度では「聞いたことはあるが内容はよくわからない」が 53.1％で最も多く、次いで「知らなかった」33.7％、「聞いたこともあり、内容も知っている」8.7％の順となっています。

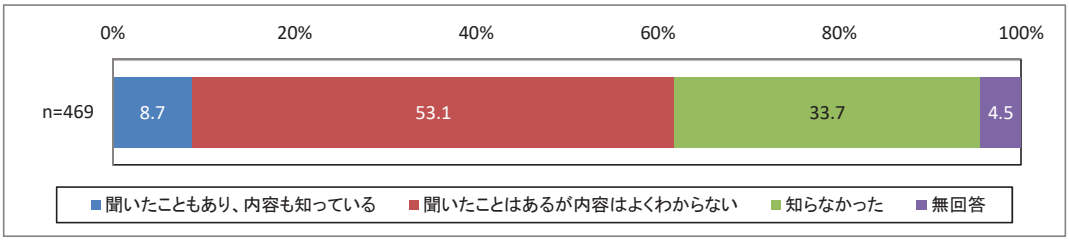

問 20　生活困窮相談の不安や心配の有無

生活困窮に関する相談を町役位場にする際の不安や心配の有無では「不安（心配）がある」が 51.4％で最も多く、次いで「少しだけ不安（心配）がある」21.3％、「あまり不安（心配）はない」13.6％の順となっています。

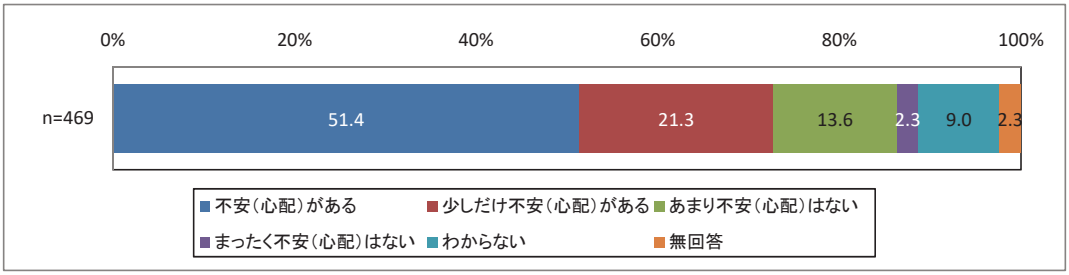

問 20-1　不安や心配の内容（複数回答）

「生活困窮相談の不安や心配の有無」で「不安（心配）がある」で「少しだけ不安（心配）がある」と回答した方

「個人情報を話すことの不安」が 46.0％で最も多く、次いで「事情をうまく説明できるか心配」36.1％、「担当者が話を聞いてくれるか不安」「他人（町職員以外）に知られる心配」33.4％の順となっています。

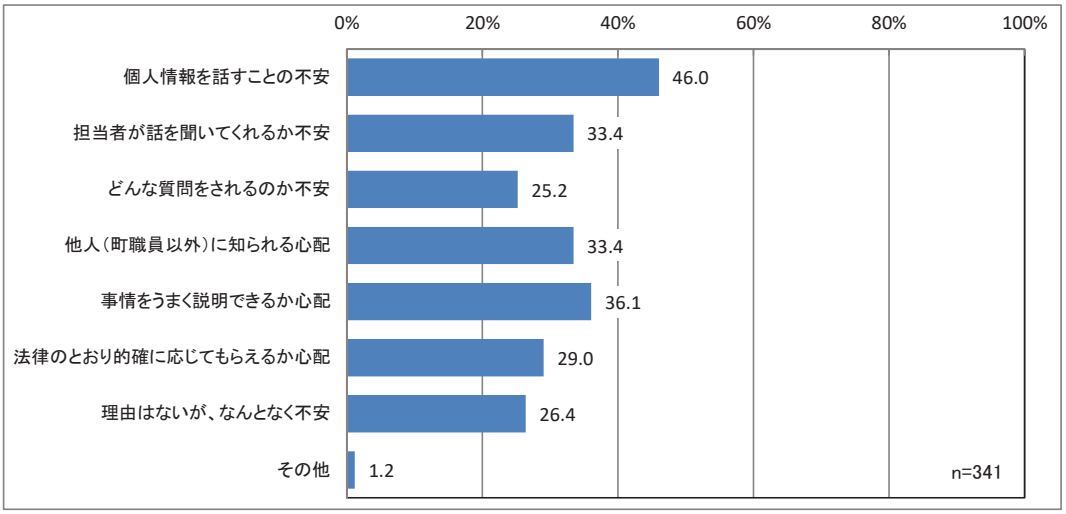

⑦　買い物環境について

問 21　買い物の頻度

「週に 2～3 回程度」が 39.0%で最も多く、次いで「週に１回程度」36.0%、「月に 2～３回程度」9.8%の順となっています。

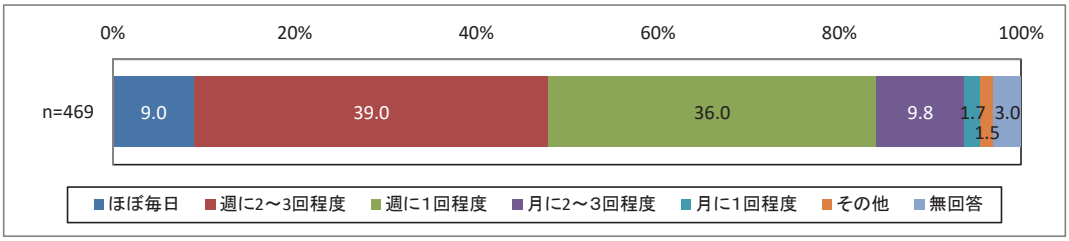

買物の頻度を地区別でみると「ほぼ毎日」で「大川平」、「週に１回程度」で「大泊」、「月に 2～３回程度」で「袰月」が多くなっています。

属性	区分	全体	ほぼ毎日	週に2～3回程度	週に1回程度	月に2～3回程度	月に1回程度	その他	無回答
地区	今別	100.0	9.9	44.6	30.6	7.4	2.5	3.3	1.7
		121	12	54	37	9	3	4	2
	浜名	100.0	5.4	37.8	45.9	5.4	2.7	0.0	2.7
		37	2	14	17	2	1	0	1
	西田	100.0	9.1	50.9	32.7	7.3	0.0	0.0	0.0
		55	5	28	18	4	0	0	0
	大川平	100.0	15.3	34.1	30.6	10.6	2.4	0.0	7.1
		85	13	29	26	9	2	0	6
	二股	100.0	9.5	33.3	38.1	14.3	0.0	4.8	0.0
		21	2	7	8	3	0	1	0
	鍋田	100.0	0.0	30.8	46.2	15.4	0.0	7.7	0.0
		13	0	4	6	2	0	1	0
	村元	100.0	9.3	41.9	39.5	2.3	2.3	2.3	2.3
		43	4	18	17	1	1	1	1
	山崎	100.0	4.8	42.9	38.1	14.3	0.0	0.0	0.0
		21	1	9	8	3	0	0	0
	大泊	100.0	0.0	36.4	54.5	9.1	0.0	0.0	0.0
		11	0	4	6	1	0	0	0
	袰月	100.0	6.7	13.3	33.3	40.0	0.0	0.0	6.7
		15	1	2	5	6	0	0	1
	砂ヶ森	100.0	5.3	21.1	47.4	15.8	5.3	0.0	5.3
		19	1	4	9	3	1	0	1
	奥平部	100.0	6.3	37.5	50.0	0.0	0.0	0.0	6.3
		16	1	6	8	0	0	0	1

問 22　普段の買い物場所（複数回答）

「町外の買い物施設」が 68.4%で最も多く、次いで「町内の買い物施設」67.2%、「移動販売」24.3%の順となっています。

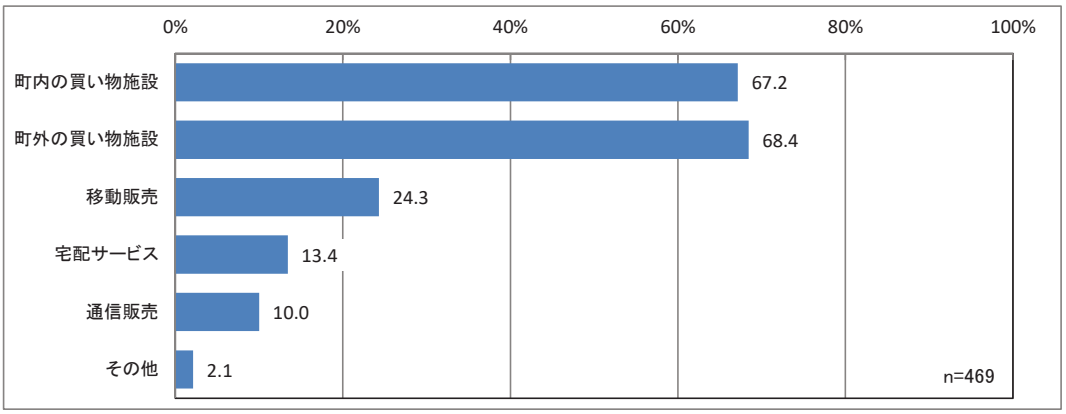

普段の買い物場所を地区別でみると「町内の買い物施設」で「二股」「大泊」、「町外の買い物施設」で「西田」「二股」「袰月」「奥平部」が８割以上で多くなっています。また、「山崎」では「移動販売」「宅配サービス」「通信販売」の割合が多くなっています。

属性	区分	全体	町内の買い物施設	町外の買い物施設	移動販売	宅配サービス	通信販売	その他
地区	今別	100.0	76.9	58.7	28.9	17.4	14.0	1.7
		121	93	71	35	21	17	2
	浜名	100.0	64.9	70.3	10.8	18.9	8.1	2.7
		37	24	26	4	7	3	1
	西田	100.0	70.9	80.0	25.5	18.2	5.5	0.0
		55	39	44	14	10	3	0
	大川平	100.0	61.2	72.9	27.1	12.9	9.4	1.2
		85	52	62	23	11	8	1
	二股	100.0	85.7	81.0	23.8	9.5	9.5	4.8
		21	18	17	5	2	2	1
	鍋田	100.0	53.8	53.8	23.1	0.0	7.7	7.7
		13	7	7	3	0	1	1
	村元	100.0	69.8	69.8	11.6	9.3	14.0	2.3
		43	30	30	5	4	6	1
	山崎	100.0	61.9	66.7	42.9	23.8	19.0	4.8
		21	13	14	9	5	4	1
	大泊	100.0	81.8	63.6	27.3	9.1	0.0	0.0
		11	9	7	3	1	0	0
	袰月	100.0	46.7	86.7	33.3	0.0	6.7	6.7
		15	7	13	5	0	1	1
	砂ヶ森	100.0	42.1	68.4	21.1	0.0	5.3	0.0
		19	8	13	4	0	1	0
	奥平部	100.0	56.3	81.3	12.5	6.3	6.3	0.0
		16	9	13	2	1	1	0

問 23　買い物においての不便

普段の買い物において不便を感じているかでは、「不便を感じている」が 39.9%、「不便を感じていない」が 51.2%となっています。

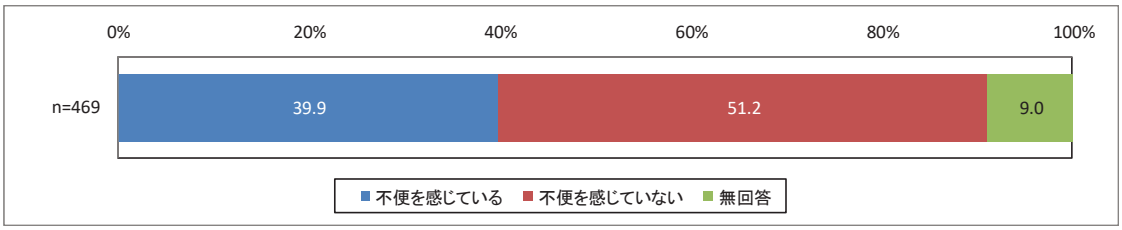

普段の買い物において、不便を感じているかを地区別でみると「不便を感じている」で「浜名」「西田」「鍋田」「村元」の割合が多くなっています。

属性	区分	全体	不便を感じている	不便を感じていない	無回答
地区	今別	100.0	43.8	46.3	9.9
		121	53	56	12
	浜名	100.0	59.5	37.8	2.7
		37	22	14	1
	西田	100.0	49.1	47.3	3.6
		55	27	26	2
	大川平	100.0	32.9	55.3	11.8
		85	28	47	10
	二股	100.0	19.0	66.7	14.3
		21	4	14	3
	鍋田	100.0	46.2	46.2	7.7
		13	6	6	1
	村元	100.0	46.5	46.5	7.0
		43	20	20	3
	山崎	100.0	28.6	66.7	4.8
		21	6	14	1
	大泊	100.0	27.3	63.6	9.1
		11	3	7	1
	袰月	100.0	33.3	60.0	6.7
		15	5	9	1
	砂ヶ森	100.0	21.1	63.2	15.8
		19	4	12	3
	奥平部	100.0	18.8	68.8	12.5
		16	3	11	2

問 23-1　不便を感じている内容（複数回答）

「買い物においての不便」で「不便を感じている」と回答した方

「近くに買い物する場所がない」が 78.6%で最も多く、次いで「買い物に行くための交通手段が不便」31.0%、「買い物を手伝ってくれる人がいない」19.3%の順となっています。

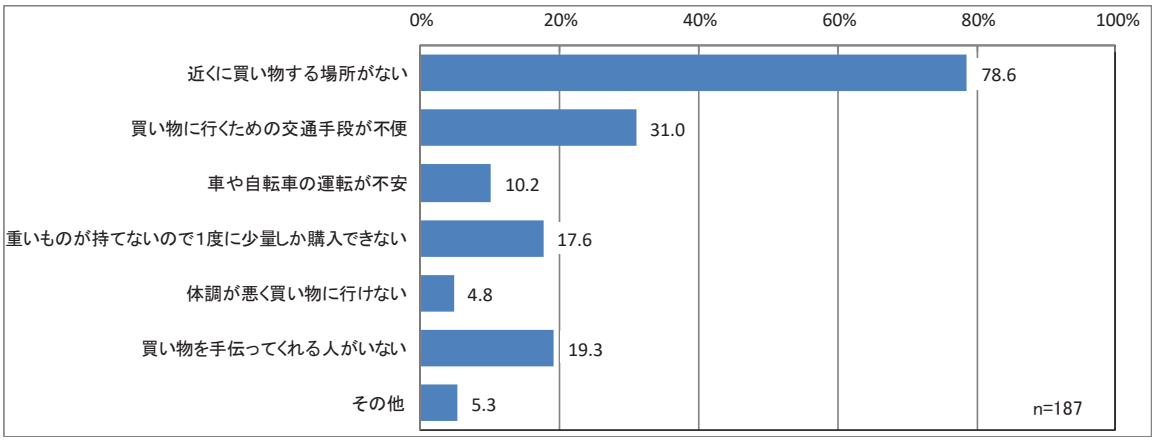

不便を感じている内容を地区別でみると「近くに買い物する場所がない」で「二股」「砂ヶ森」「奥平部」、「買い物に行くための交通手段が不便」で「村元」「袰月」の割合が多くなっています。

属性	区分	全体	近くに買い物する場所がない	買い物に行くための交通手段が不便	車や自転車の運転が不安	重いものが持てないので1度に少量しか購入できない	体調が悪く買い物に行けない	買い物を手伝ってくれる人がいない	その他
地区	今別	100.0	79.2	35.8	7.5	17.0	3.8	3.8	3.8
		53	42	19	4	9	2	2	2
	浜名	100.0	86.4	27.3	9.1	9.1	0.0	4.5	4.5
		22	19	6	2	2	0	1	1
	西田	100.0	85.2	29.6	3.7	7.4	7.4	0.0	11.1
		27	23	8	1	2	2	0	3
	大川平	100.0	67.9	35.7	17.9	25.0	0.0	0.0	0.0
		28	19	10	5	7	0	0	0
	二股	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
		4	4	0	0	0	2	0	0
	鍋田	100.0	83.3	16.7	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0
		6	5	1	0	1	0	0	0
	村元	100.0	65.0	40.0	15.0	20.0	5.0	10.0	5.0
		20	13	8	3	4	1	2	1
	山崎	100.0	66.7	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0
		6	4	2	2	2	0	0	0
	大泊	100.0	66.7	0.0	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0
		3	2	0	2	0	1	0	0
	袰月	100.0	80.0	40.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0
		5	4	2	0	1	0	0	0
	砂ヶ森	100.0	100.0	25.0	0.0	50.0	25.0	0.0	0.0
		4	4	1	0	2	1	0	0
	奥平部	100.0	100.0	0.0	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0
		3	3	0	0	2	0	0	0

問 24　買い物環境をよくするために必要だと思うもの（複数回答）

「移動販売や移動スーパー」が 36.2%で最も多く、次いで「お店への送迎サービス」34.8%、「近くへお店を誘致」28.4%の順となっています。

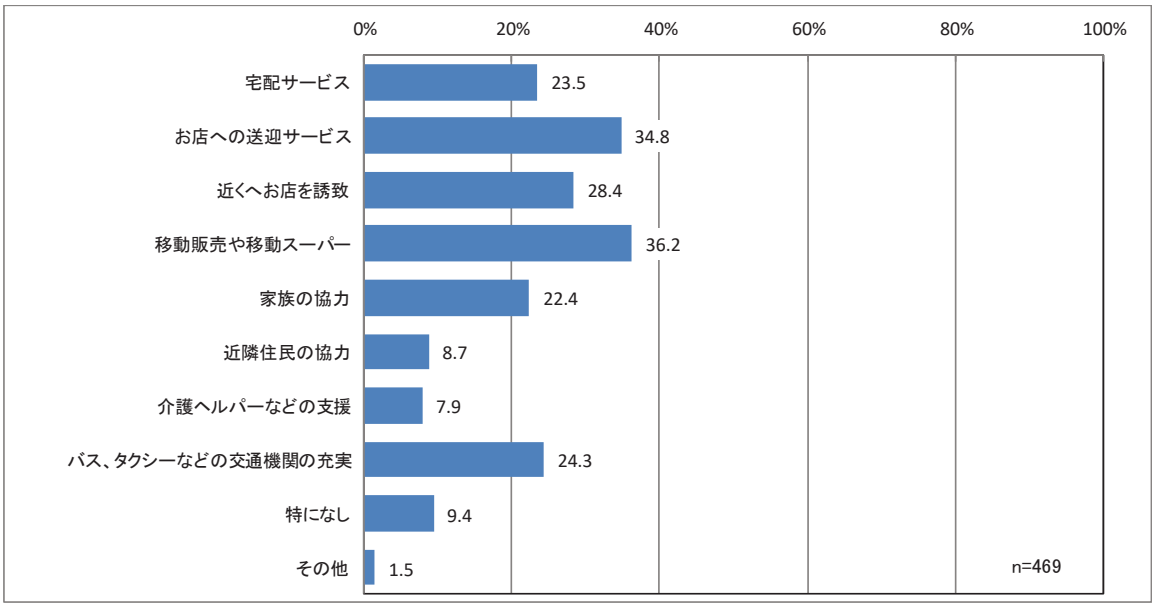

買い物環境をよくするために必要だと思うものを地区別でみると「お店への送迎サービス」で「村元」「大泊」「袰月」「奥平部」、「移動販売や移動スーパー」で「山崎」「袰月」「奥平部」の割合が多くなっています。

属性	区分	全体	宅配サービス	お店への送迎サービス	近くへお店を誘致	移動販売や移動スーパー	家族の協力	近隣住民の協力	介護ヘルパーなどの支援	バス、タクシーなどの交通機関の充実	特になし	その他
地区	今別	100.0	25.6	38.0	33.1	36.4	21.5	9.9	8.3	23.1	9.1	2.5
		121	31	46	40	44	26	12	10	28	11	3
	浜名	100.0	32.4	18.9	35.1	37.8	29.7	2.7	5.4	16.2	8.1	0.0
		37	12	7	13	14	11	1	2	6	3	0
	西田	100.0	29.1	32.7	41.8	34.5	18.2	14.5	12.7	25.5	5.5	1.8
		55	16	18	23	19	10	8	7	14	3	1
	大川平	100.0	16.5	32.9	24.7	36.5	27.1	9.4	10.6	23.5	10.6	1.2
		85	14	28	21	31	23	8	9	20	9	1
	二股	100.0	33.3	9.5	42.9	23.8	28.6	9.5	4.8	33.3	4.8	4.8
		21	7	2	9	5	6	2	1	7	1	1
	鍋田	100.0	7.7	38.5	7.7	30.8	23.1	0.0	15.4	23.1	30.8	0.0
		13	1	5	1	4	3	0	2	3	4	0
	村元	100.0	16.3	44.2	23.3	34.9	18.6	2.3	2.3	18.6	16.3	2.3
		43	7	19	10	15	8	1	1	8	7	1
	山崎	100.0	38.1	28.6	14.3	47.6	33.3	0.0	4.8	33.3	4.8	0.0
		21	8	6	3	10	7	0	1	7	1	0
	大泊	100.0	18.2	54.5	18.2	36.4	9.1	9.1	0.0	18.2	18.2	0.0
		11	2	6	2	4	1	1	0	2	2	0
	袰月	100.0	26.7	40.0	6.7	40.0	13.3	0.0	0.0	26.7	13.3	0.0
		15	4	6	1	6	2	0	0	4	2	0
	砂ヶ森	100.0	26.3	36.8	31.6	31.6	21.1	10.5	5.3	31.6	5.3	0.0
		19	5	7	6	6	4	2	1	6	1	0
	奥平部	100.0	6.3	62.5	12.5	50.0	12.5	12.5	6.3	25.0	0.0	0.0
		16	1	10	2	8	2	2	1	4	0	0

⑧　今後の地域福祉のあり方について

問 25　今後優先して充実すべき施策（複数回答）

今後、今別町が優先して充実すべき施策では「高齢や障害になって介護が必要になっても在宅生活が続けられるサービスの充実」が 59.5%で最も多く、次いで「高齢者、障害のある人の入所施設の整備」35.0%、「低所得者の自立支援」29.2%の順となっています。

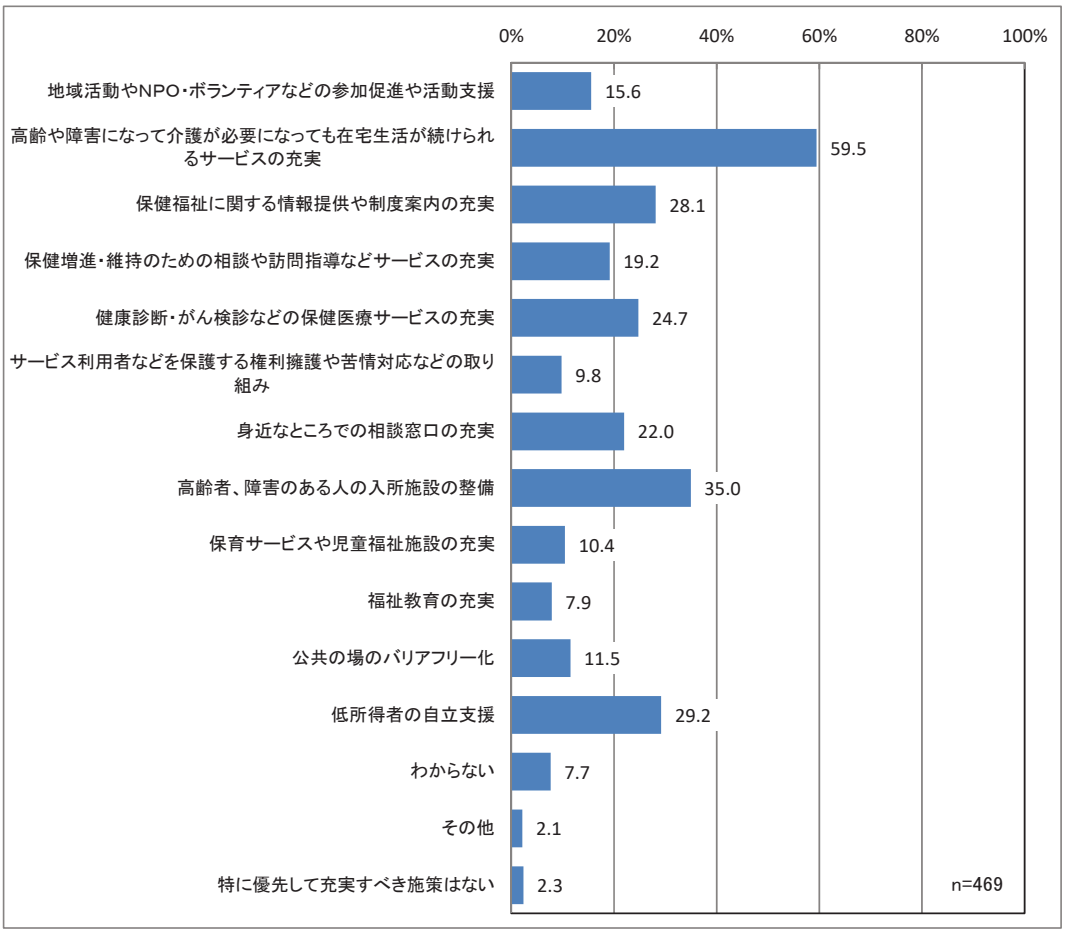

問 26　住み慣れた地域で安心して暮らしていくためにあなたができること

住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、住民としてできることでは「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」が 34.8%で最も多く、次いで「地域活動にできるだけ参加する」33.0%、「地域活動に積極的に参加する」8.3%の順となっています。

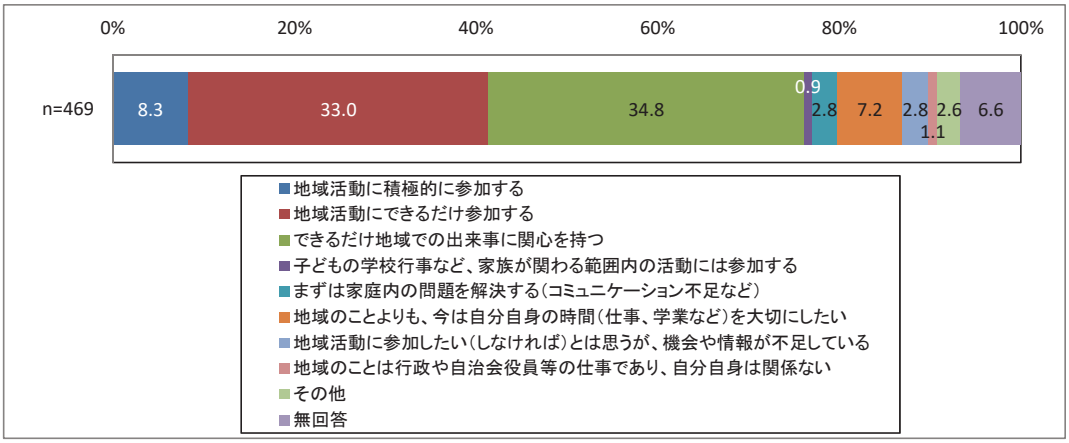

5．ヒアリング調査から見た現状

（1）ヒアリング調査の目的

本調査は，「今別町地域福祉計画・地域福福祉活動計画」策定に係る基礎調査として，福祉に関する団体や事業者などの地域福祉に関する実態や要望，意見等を把握することを目的に実施しました。

（2）調査対象

〇福祉に関係する団体
〇サービス事業者
〇社会福祉協議会

（3）調査結果

①　活動を行う上での問題点（福祉に関する団体）

「メンバーの高齢化」が 69.2%で最も多く、次いで「新しいメンバーが入らない」53.8%、「リーダー（後継者）が育たない」35.6%の順となっています。

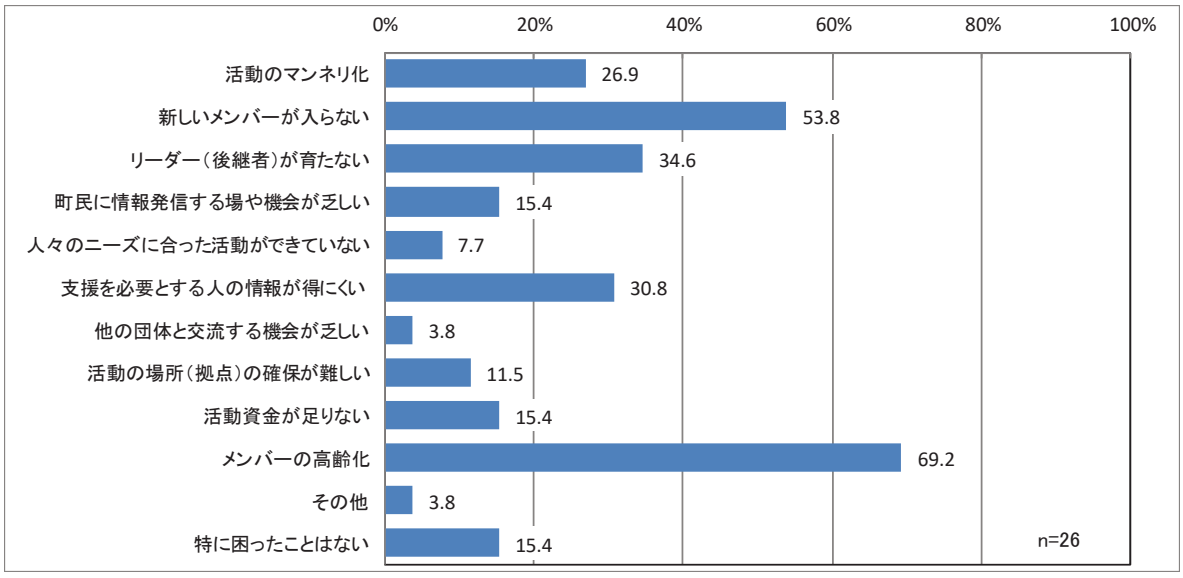

②　サービスの提供を行う上での問題点（サービス事業者）

・他デイサービスとの違いなどを知ってもらいたい。　・町民のデイサービスに対しての認知度が低い。 ・必要な人がいるのだけれどなかなか理解していただけない。 ・利用者の介護度が下がり、利用者には喜ばれるが経営的に収入が減る矛盾
・介助による腰痛　・入所者家族の認知症への理解が得られず、サービスの対応、説明が難しい所がある。 ・職員の高齢化　・施設の老朽化　・待機者、入所者、利用者の減少
・地域密着型なので、原則、今別町内の優先的にという点は理解できるが、外ヶ浜などの他市町村で入居希望している方が緊急性の高い場合などは、市町村関係者と相談の上、入居を認める等の配慮があっても良いと思う。　・人材不足　・必要なサービスは利用できない（特例等も検討してほしい）。 ・償還払いのみで利用しにくい。
病院との連携がうまくとれていない。往診を受けていない事で入院や、今別診療所が主治医の入居者に悪化が生じた時、常に対応に困っている。

③　事業を行う上での問題点（社会福祉協議会）

事業計画を立てても、実施するときは町内に人員が居ない特定のメンバーのみでの取り組みとなる（高齢化） 1. 町内清掃（春、秋）水路整備、町内リクレーション（夏まつり参加） 2. 福祉活動へのボランティア 3. 町内等において必要と思われる事業
事業に関しては役員の出席がいないので苦労している。
少子高齢化、人口減少に伴う参加人員不足。
少子高齢化に伴って世代間の繋がりをあんまり感じられない。小、中学校の学習発表会や運動会に町民参加を促す。
・スポーツや文化の活動を多く望む　・人材の育成、動ける人が居ない。若い人がほしい
組織、リーダー、ボランティア、会員ともに年齢が高くなってきている。働く現役年齢も 60 才から 65 才、65 から 70 才と上がってきているので、時間のある人を見つけるのが難しい。女性も同じ。事業のマンネリ化も指摘されるかと思うが、継続することが大事。超高齢化の町としての先駆地域として、実績をつくっていくという考え方が必要。
他町村へ視察研修する場合、町のバスを利用することになるが、土、日曜日は利用できないと聞いている。婦人会に入会している中には勤めている人も入会しており、その人達も研修に参加できるように土、日曜日のバスの運行をお願いしたい。
地区の祭りに関しても、年々少子高齢化で、参加人数が少なくなり、継続ができなくなる。
昼食会において新しい遊び等も取り入れてほしい。参加者全員が参加できて費用もかからない。誕生者の名前を呼ばれるだけでも喜ばれるのでは。
昼食会はボランティアが高齢化しているため、回数を減らしてほしい。
空き家を利用して、何か交流イベントでも開催して、移住者を呼び込んでほしい。
福祉の会費集めに苦労する。

④　行政や社会福祉協議会に望むこと（福祉に関する団体）

「活動上必要な情報の提供」が 65.4％で最も多く、次いで「団体運営上の助言」34.6％、「他団体とのネットワーク化」26.9％の順となっています。

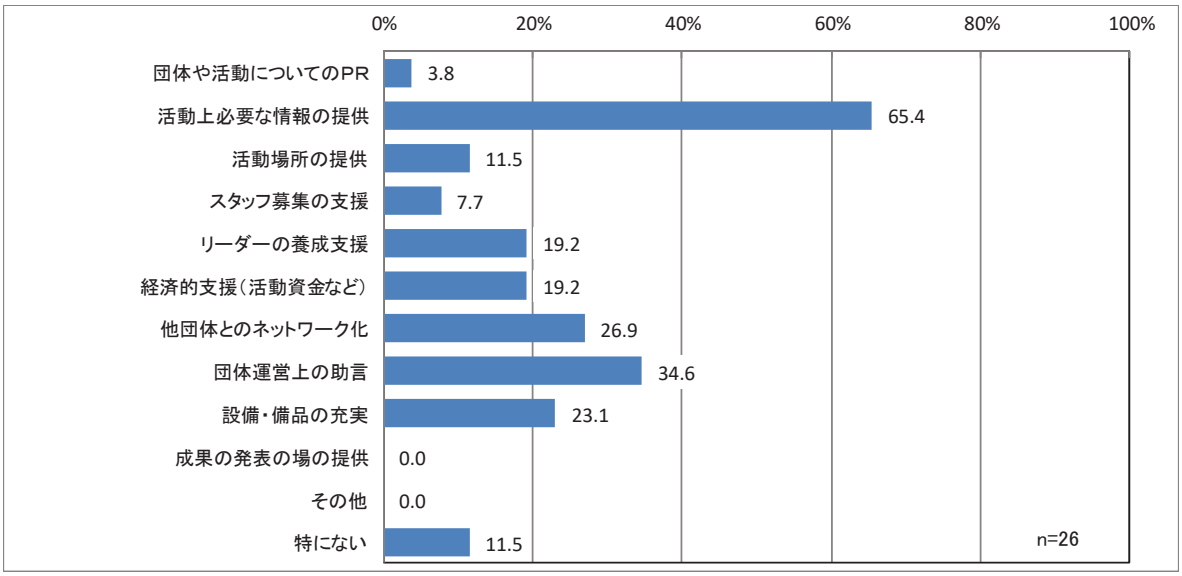

⑤　行政や社会福祉協議会に望むこと（サービス事業者）

・必要な人に的確に支援が届く仕組みをつくってもらいたい。 ・担当者もしくは介護に携わる者は、目配り気配り思いやりの心を持って、利用者と接してほしい。
・施設改修や修繕、設備機器導入に対する助成、補助 ・災害時における避難の補助や避難所の確保（大多数の入所者が車椅子、寝たきりの為）
・人口増加、働く場所を確保し、町を活性化　・医療機関の充実　・子育てしやすい環境
運営推進会議への出席の理解と協力を助言して欲しい。

⑥　行政や他の団体に望むこと（社会福祉協議会）

今別町では、荒廃農地、耕作放棄地、非農地などたくさんの農地があります。そこで都会の人を呼び、その農地に対して交付金を活用して、耕作してもらう。その為には、われわれ農地の地主もタダみたいな、安い値段で売るか、または貸す。そして都会の人に移住してもらう。
行政の事業等で町外に出た場合、時間(買い物の帰りの)があまりなく、気持ちの余裕がない。
個人情報やプライバシー保護の時代で、情報の共有が難しい時代ではあるが、必要最小限の要支援者情報等は、町、社協、関係団体が把握しておく必要があると思う。住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに向けた事業を進めていくためには、必要な情報や人的交流など、固い連携が必要になると思われる。信頼関係もまた大事。
体力低下などで運動が難しい方に向け、ペタンク、輪投げ、などいろいろと組み合わせてもう少し運動ができるようにしてほしい。ゲートボールには力が入っているようだが、別の運動もありなのでは。
短編文など町の産業、特産物を詩や俳句などで盛り上げたい。
月 2 回の独居老人の安否確認の見回りを、少なくとも 4 回くらいにしたらどうか。
道路の除雪について、降雪があったらいつでも出動できるようにしてほしい。
老人クラブが地域の福祉活動に援助できないか。

⑦　安心して暮らし続けられる地域社会を築いていくために必要なこと

「地域活動が出来る人材の育成」が 48.6%で最も多く、次いで「地域の人が交流できる場の整備」45.9%、「支援が必要な人への支援」「災害時における体制の整備」43.2%の順となっています。

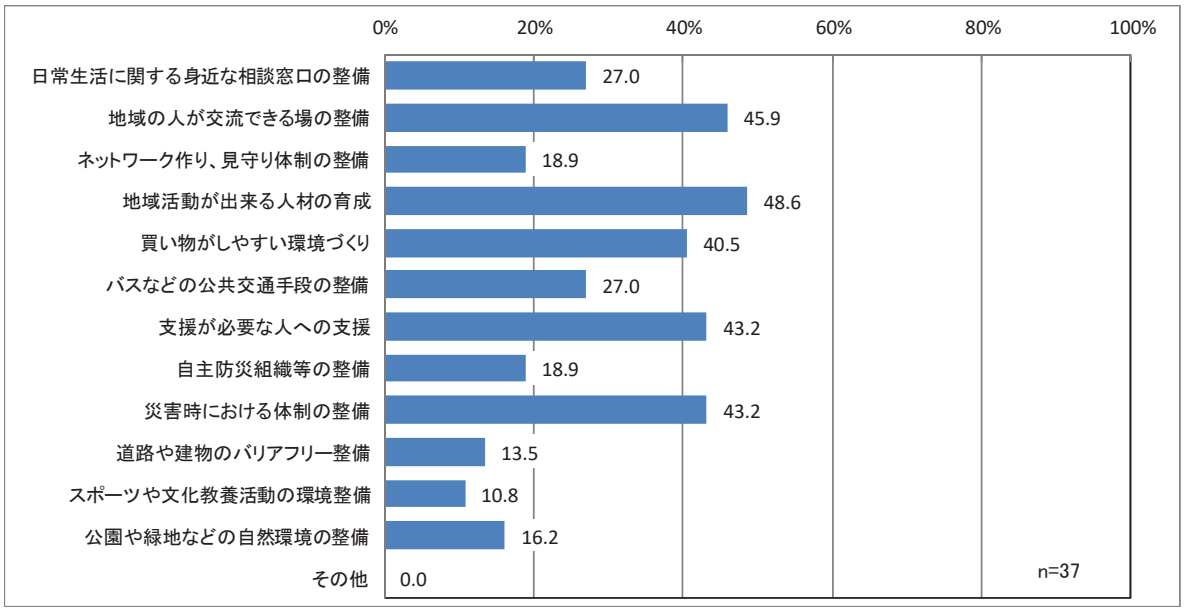

⑧　買い物しやすい環境づくりのために必要なこと

・バスなどの公共交通手段の整備等の政策を充実してもらいたい　・.移動販売等を増やしてもらいたい
・移動販売車の活用　→　・業者の把握　・販売内容の把握・買い物難民への告知 ・町政の支援　→　・バス運行時間の変更または臨時バスの運行（週１回程度） ・ニコットとの業務提携　→　・買い物物品の配送、買物のデジタル化（タブレット活用、顧客情報等の入力等）
移動販売車を増やす
移動販売の実態を確認、生活雑貨～食糧品等の販売項目やどれくらいの間隔で販売車来ているのかを回数確認し、町内で買物に不自由している人達の把握をして解消に努めること（地区ごとに確認）
自宅でも買い物ができる体制として、行商や手軽に利用できる通販的（宅配）なものの構築。 町内での買い物はニコット等外部企業が中心となっているが、利益が出なければ当然撤退する。これを踏まえた対応が求められる。
町外のスーパー等へバス等で買物をする。
町外へも買物に出たい人もいるため、何か手段とか方法はないものか。
町内だけの買物だけでは不便を感じます。町外の為にも何か交通手段とか方法を考えて欲しい。
当地区には店が１店もないので週１回は買い物バスは必要になると思う。
バス停が不便だと思う。町バスをもっと利用したいがバス停が無さすぎて、一番不便だと思う。
バス停まで行くのが大変。
店側で買物バス等運行を計画する（町のバスは、店が特定となる可能性があるため）。
八幡町地域はそれなりに整っているが、店がなくなっているところは困っている。個人の移動販売車で足りない部分は、生協などの組織力にも町として働きかけて、移動販売車も含めて全体を網羅したネットワークを進め困っている家庭へ情報提供していくこと。営業に支障とならない範囲で。

⑨　地域での問題や課題、それに対する可能な取り組み

・高齢化や独居により買物困難者の増加や日常生活の維持（食事、入浴等）が困難な方が増加していくこと。 ・積極的に介護サービスを利用してもらう等の支援が必要。
・役員が多忙（日常業務）
各老人クラブで「中高年ひきこもり」にならないように地域活動を進めているようで、各地域のボランティアも色々な面で話し相手になったりすれば良いと思う。
高齢化が進んでいること。足腰が悪く遠く遊びに行くことが難しい。ちょっとしたレジャー施設がほしい。
高齢化で病院、施設入居、亡くなる方が多くなり、地区の会員数も年々減少している状況にある。
子供たちが町からいなくなる中で、高齢化が進み気力が薄れている方が多くなっていると思う。今別町全体にこだわらず、地区内を中心に活動することが町全体の賑わいに繋がるのでは。このため、現在各地区で行っている活動を維持することが大事。
住む人が居なくなり、空家になった所の草が生えていた時、地域で草刈りとか草取りとか行うことで協力し合って環境を良くすることにつながらないかと思う。
他者を受け入れ難いような雰囲気がある。地区の総代の取り組みがもう少し、改善しなければならないと思う（地区総代の研究等を設けるなどの対応が必要ではないか） 働く場所を確保し、若い世代の定着　医療機関の充実
段々と高齢者世帯や一人暮らしが増えていることで、五年後、十年後の町内会地域活動がどこまでやれるか。助け合いや、事業活動が難しくなってくると思われる。活動拠点の集会所の維持管理、資金面も課題となる。病気を防ぎ、病気を克服し、元気を続けること。IT 社会、スマホの勉強会なども必要。
地域活動ができる人材の育成。
地区の世帯の高齢化が進み活動ができにくくなっている。
人間関係が希薄に感じる。町内では先に立つ会長が今何をすべきか考えて行動しなければいけない時期を迎えていると思う。
認知症による行方不明者は今後増えると思われる。家族も認知症を隠すのではなく、地域の方や行政の方に早めに報告する。そして認知症というのもまだまだ誤解されている部分が多いと思います。正しい理解が必要だと思う。
ひきこもりにならないよう声かけの訪問。

1 人暮らしの人が多いので、安否確認を含め、もっと交流できる機会を増やせたらいいと思う。ふれあいオレンジカフェも、グループホームへ入ることを目的としている訳ではないので、もっといろんな人が参加してくれたらよいと思う。
若い人達や子ども達が少ない。
私の周りでは 70 代の人が 80 代の人を世話して、お互いに助け合って暮らしいる。行政に助けてもらう前にご近所での助け合いも必要と思われる。

⑩　災害時避難に関して実施しているまたは必要と思われる支援

・具体的な計画が必要
・災害連絡体制を整備し、全職員による対応を行っている。しかし、入所者の重度化により職員だけでの避難が難しい状況になってきている。
・昨年大雨注意報の時は、電話での安否確認を実施。
足が悪い人ばかりなので早めの避難が大事。
避難訓練は必要なので実施したい。
各町内会で年 2～3 回程会合を開いてほしい。地震、津波などが来る前に高台に必ず避難する。
高齢者が多い地域が増えているのが現状。ホーム等にデイサービスで通所している人は、良いとしても普段家に居る人はどうするのか、まったくそういう話がみえてこない。最終的には自分の命が自分でということになるのか。
個人情報であるが、役場で把握している要支援者リストは最低でも各町内会長に伝えておく必要があると思う。いざという時の連絡先も同様。町、社協、町内会の連絡はますます重要になってくると思われる。
災害時の対応に関しては早いうちに避難所に移動させる。
支援が必要な人への支援
前回の災害時避難の呼びかけも地域によってばらばらで家から離れられない人が多かった。
・地域防災組織の作成　・避難誘導世帯の住宅案内図の作成　・支援者の不足問題
町内会の消防団員が少ない。
津波などの被害があまりない地域なため、町民に危機感がないのだと思われる。津波などでは人が人を助けに行き、亡くなるケースが多い。高齢者には、あなた方が逃げなければそれを助ける人達にも被害が大きくなる事を理解してもらう。
鍋田地区の会館は高台にあり、津波、水害などは大丈夫。
・非常電源設備の備え付け・　避難訓練の実施（町全体での取り組みが必要）
避難所について災害の種類によるものと思われるが、それぞれの災害に対応する避難所の確保が地域それぞれについて必要だと思う。
避難を必要とする人の把握は合同で実態調査を行えばいい。色々と判明して活動がしやすくなる。
防災を機に町でマップ作成などの取り組みをしているが、どのように支援活動を働きかければいいのか難しい。
ホームの避難訓練へホーム職員以外の協力も促していきたい。その際に参加してもらえるよう、協力して欲しい。
町の方で各地区とのタイアップしてもらいたい。

⑪　地域の福祉環境をよくするために必要だと思うこと

今別町は県内１の高齢化率の高い町であり、当町が斬新的なアイデアを出し、他町村の手本になるような考えではなければならないと思う。
高齢者ばかりなのでお互い助け合って明るい地域づくりが必要。
体が不自由な方や、病気の人々のことは考えて手助けしていると思うのだが、今のところ元気で１人でなんとか暮らしている高齢者がこのまま元気で暮らしていけるような政策を考えてほしい。
環境美化、草除け、空家等の敷地の草の苦情等もあり、隣接同志でのトラブルも聞く。草刈のことなどは個人での事なので町会としても対応できない。行政が同行し改善はできるのか。
行政から提供される情報は、大変大事であるため、防災無線を各家庭に、もう少し聞こえるようにしてほしい。
近所の力、助け合う地域づくり。
公園や緑地などの自然環境の整備。
高齢者に格別な見守りが必要。
このアンケート結果を公表し、アンケートの意見を踏まえ町としての考えを私たちに伝えることも地域づくり（福祉を含む）の一環だと思う。
困っている、助けて欲しいと言える環境づくり。人に対する想像力や寄り添う心。求められなくても、積極的に声をかけるよう、町全体がそんな雰囲気を作り上げていけたらよいと思う。
ゴミ問題について、ゴミ小屋を設置している町内が数多くあるが、他町村、あるいはいつでも捨てられると思う方、旅の人などが捨てているのではないか、いつでもゴミがある。このことを考えていただきたい。
整備されていない、側溝の早急の改修。
地域ケア会議で情報交換ができ、他職種との連携があり、とても良いと思う。
地域に関心を持つこと・絆が少しでもつながれば、環境に変化が生まれるのではないかと思う。 心がけからだと思う。
地域の相談窓口ともなっている民生委員の成り手がいなくて困っている。町や社協から地区町内会への応援事項が多くなっている時期でもあり、民生委員の報酬はあまりに少額過ぎると思う。国へ増額を要請しても良いと思う。
鍋田地区の高齢者の人達は毎朝ママさんダンプで自分の屋敷や空き地に雪を運んでいる。そこで融雪溝にしてほしい。
部落全員の年齢が進んでいるため、見回りが一番だと思う。
民生委員の成り手が難しく困窮している。これからは待遇面で、もう少し考えてもらいたい。
民生委員も高齢者が多く若い人と交代できないかと思っている。
若い世代と一緒に楽しむ行事を多くしたい。

第３章　施策体系

第３章　施策体系

１．基本理念

第５次今別町総合計画では、「みんな活き活き健康長寿奥津軽いまべつタウン」を将来像とし、３つのまちづくりの基本理念「産業を振興し将来を担うひとを育み安心して暮らせるまち」、「地域資源を活かし交流促進でにぎわいを創出するまち」、「みんな活き活きお年寄りと子どもにやさしいまち」を掲げ、将来に渡り持続可能なまちづくりに取り組んでいます。

本計画においては総合計画の将来像である「みんな活き活き健康長寿奥津軽いまべつタウン」を基本理念とし、誰もが住みなれた地域で自立した生活を送り、互いを尊重し合い、共に支えあう地域づくりを目指して、施策の推進を図ります。

基本理念

みんな活き活き健康長寿
奥津軽いまべつタウン

２．基本目標

基本理念の実現に向け、計画期間の５年間で実現すべきこととして、次の４項目を「今別町地域福祉計画における基本目標」として、総合的に推進します。

基本目標１	福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり
基本目標２	安心して暮らせる環境づくり
基本目標３	ふれあいとつながりの場所づくり
基本目標４	福祉を支える人づくり

３．施策体系図

	基本目標	取り組みの柱	取り組み
みんな活き活き健康長寿奥津軽いまべつタウン	基本目標1 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	1．サービスを利用しやすい環境づくり	（1）相談支援体制の整備
			（2）情報提供体制の充実
		2．サービス向上の仕組みづくり	（1）福祉サービスの充実
			（2）人権の確保
			（3）生活困窮者への自立支援の充実
	基本目標2 安心して暮らせる環境づくり	1．安心・安全を支える体制づくり	（1）防犯体制・交通安全対策の推進
			（2）災害時や緊急時の支援体制の強化
			（3）誰もが暮らしやすい環境の整備
	基本目標３ ふれあいとつながりの場所づくり	1．住民がつながる場所づくり	（1）ふれあいの充実
		2．地域における連携の体制づくり	（1）身近な情報の活用
	基本目標４ 福祉を支える人づくり	1．福祉意識向上の体制づくり	（1）福祉意識の醸成
		2．誰もが参加できる地域づくり	（1）民生委員・児童委員、ボランティア、福祉団体等の活動の促進

第４章　施策の展開

第４章　施策の展開

基本目標１	福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

１．サービスを利用しやすい環境づくり

（１）相談支援体制の整備

近年の少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、地域住民の抱える福祉ニーズが多様化・複雑化し、複合的な課題を有する相談ケースが増えてきています。

その中で分野を問わず、包括的な支援を行えるよう、近隣町村と連携をとりながら多機関の協働による包括的支援体制の整備をすすめ、青森県社会福祉協議会と連携しながら、自立相談支援の伴走支援と一体的に実施することで包括的な相談体制を構築しています。

アンケート調査では、今後取り組むべき施策として「身近なところでの相談窓口の充実」という意見も多い事から、相談体制についての更なる充実が求められていることもあるので、今後は複合的な課題を抱える相談者が、社会的孤立から脱出し、地域の中で役割を持ちながら生活できるよう、行政・教育・医療・福祉分野のみならず、農林水産業・商工・民間企業等が連携した支援ネットワークを構築し、必要な相談支援が円滑に行われる体制を整備していく必要があります。

【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み
○困りごとや不安を抱え込まず、身近な相談先や相談窓口を積極的に活用しましょう。 ○地域に困っている人がいたら声をかけ、身近な相談先や相談窓口を紹介してあげましょう。
地域・関係団体などの取り組み
○民生委員・児童委員、ボランティア等の関係団体は、地域における相談活動の充実と、その周知に努めましょう。 ○地域の中で何か困りごとなどを発見した場合は、関係機関や相談窓口につなぎましょう。
行政の取り組み
○広報紙やホームページ等を通じて、相談窓口の認知度向上に努めます。 ○複合的な課題を抱えているなど、現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者を把握し、地域で包括的に受けとめられるように、社会福祉協議会の設置する心配ごと相談所及び青森県社会福祉協議会と連携しながら必要な相談支援が円滑に行えるような体制づくりに努めます。 ○地域包括支援センターの充実を図り、高齢者に関する総合的な相談窓口として機能の強化に努めます。 ○子育て世代包括支援センターを立ち上げ、妊娠から出産、子育てまで切れ目ない支援ができるよう支援の窓口としての役割を果たしていきます。

（2）情報提供体制の充実

現在、町や社会福祉協議会では、福祉サービスに関する様々な制度やサービスに関する情報が、サービスを必要とする人に的確に伝わるように、ホームページや広報紙などの媒体を活用した情報提供に取り組んでいます。

アンケート調査では、福祉サービスに関する情報の入手方法として「町の広報紙」とともに、女性や若い世代を中心に「インターネット」という意見も多くなっています。

今後も、広報紙やインターネットなどの様々な媒体や地域行事などを活用した情報の伝達など、更なる情報提供体制の充実が必要です。

【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み
○福祉の制度やサービス等に関心を持ち、情報の入手と正しい理解に努めましょう。 ○広報紙やホームページなどの情報を確認しましょう。
地域・関係団体などの取り組み
○地域行事や回覧板を活用した情報の提供を行いましょう。 ○活動や提供するサービスの内容等について、わかりやすく情報提供しましょう。
行政の取り組み
○広報・ホームページなど様々な媒体を活用した情報の提供を行います。 ○広報紙やパンフレットなどの紙媒体での情報については、読みやすくわかりやすいものとなるよう、内容やレイアウトなどを工夫します。 ○福祉サービスに関する情報をわかりやすく提供します。

2．サービス向上の仕組みづくり

（1）福祉サービスの充実

すべての住民が、住み慣れた地域で自分らしく、安心して自立した生活を送るためには、質の高い多様な福祉サービスの充実が必要です。

本町では、現在、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など各分野において、さまざまな福祉サービスが展開されていますが、地域における問題は、複雑及び多様化してきており、一人ひとりに合った適切なサービスの提供が求められています。

アンケート調査結果から、今別町が優先して取り組むべき施策において、「福祉サービスの充実」に関する回答が多くみられました。

住民が安心して暮らす地域をつくるためには、制度内の福祉サービスの充実とあわせて、住民、ボランティア、企業、社会福祉施設などとも連携しながら、質・量ともに充分なサービスを確保していくことが必要です。

【取り組みの役割分担】

住民一人ひとりの取り組み
○自分の生活にかかわる福祉サービスに関心を持ち、必要なサービスを利用しましょう。
地域・関係団体などの取り組み
○サービス事業者は保健・医療・福祉専門職の研修会や勉強会、情報共有の機会に積極的に参加しましょう。 ○民生委員・児童委員、ボランティア等は積極的に研修会等に参加しましょう。
行政の取り組み
○「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等の分野別の福祉計画に基づき、各種福祉サービスの充実に努めます。 ○地域ケア体制の核としての地域包括支援センターの機能の充実を図ります。 ○障害のある人の自立と社会参加の促進、保護者の負担軽減を図るため、障害福祉サービス、地域生活支援事業等の充実を図ります。 ○子育て中の親が交流したり、気軽に相談できる場として、子育て支援センター等の充実を図るとともに、必要とされる保育サービスの充実を図ります。 ○福祉サービス提供者に対し、質の高いサービスを提供するための研修や講習会等の情報を提供し、技術の向上を図ります。

（2）人権の確保

地域福祉を推進する上で支援を必要とする人の人権を守り、虐待などの権利侵害を防止することは必要不可欠です。なかでも、自ら判断して福祉サービスを選択・契約することが困難な人が、適切な福祉サービスを利用するには、権利の行使を援助する制度、仕組みが必要です。

福祉サービスを必要とする人が、自らの意思と判断に基づき、適切なサービスを利用できるよう、制度や事業に関する情報提供や啓発を行うとともに、サービス利用者の権利を擁護するための制度の利用を推進することが必要です。

【取り組みの役割分担】

住民一人ひとりの取り組み
○成年後見制度や日常生活自立支援事業などのサービス利用者の財産や権利を守る制度について理解を深め、必要に応じて活用していくよう心がけましょう。 ○虐待と思われる事象を見たり聞いたりしたら，行政や警察に通報しましょう。
地域・関係団体などの取り組み
○成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用が必要な人を把握し、利用につなげましょう。 ○サービス事業者は、サービス利用者一人ひとりの人格を尊重してサービスを提供しましょう。 ○虐待を未然に防ぐため、見守り活動を通して、問題の早期発見に努めましょう。
行政の取り組み
○成年後見制度についての相談窓口を充実し、的確かつ迅速に対応できるよう体制整備を図ります。 ○社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、障害者の権利擁護や財産の管理支援を推進するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業（権利擁護）の普及・啓発に努めます。 ○さまざまな広報媒体を通じて、虐待の通報・通告義務など虐待防止に関わる情報を伝え、住民の意識啓発を図ります。 ○個人情報の取り扱いやプライバシーについて十分に注意を払い、守秘義務を守ります。 ○成年後見制度利用促進基本計画（第６章）に基づき、成年後見制度の利用促進を図ります。

（3）生活困窮者への自立支援の充実

近年、雇用形態や社会構造の変化に伴い、非正規雇用やひとり親世帯などの生活困窮に至るリスクの高い人々が増加し、稼働年齢層を含む生活保護受給者数がこの 20 年で倍増していることなどから、生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっています。

また、生活困窮者は、課題解決への意欲が低下し、複雑な課題をどこに相談してよいのかわからず、行動に移せない場合も多く、生活困窮者を早期に把握・支援するためには、地域に住む人の制度に対する理解や、地域ネットワークの強化が必要です。

【取り組みの役割分担】

住民一人ひとりの取り組み
○日頃から地域とのつながりを大切にしましょう。 ○必要だと感じたら、相談窓口を活用しましょう。
地域・関係団体などの取り組み
○支援が必要だと思われる人がいたら、関係機関へ相談しましょう。 ○気軽に相談できる環境づくりに努めましょう。 ○民生委員・児童委員、ボランティア等は必要な知識を学べるように研修会等に参加しましょう。
行政の取り組み
○生活困窮者自立支援法等に基づき、県や社会福祉協議会等が実施する事業について、町広報紙やホームページ等を通じて周知を図ります。 ○経済的に困窮している人が、適切な支援を受けられるよう、自立生活支援センターなどの関係機関との連携を図ります。

基本目標２	安心して暮らせる環境づくり

１．安心・安全を支える体制づくり

（１）防犯体制・交通安全対策の推進

近年、経済の低迷を受け、犯罪率の増加、また犯罪そのものが巧妙及び悪質化・凶悪化してきています。その上、人口の減少にともない地域における住民の目が行き届かなくなっており、児童の登下校時の犯罪被害や昼間一人きりになる高齢者の悪徳商法被害など、住民が犯罪に巻き込まれる状況も多くなっています。また、交通安全については、高齢者が関係する（加害者・被害者）交通事故等も多発しています。

地域における防犯体制として、戸締りや不審者に気をつけるようにお互いに声をかけ合い、回覧板や広報などを活用して情報を提供など、行政だけでなく、住民や関係団体と協働のもと犯罪の未然防止、拡大防止に取り組んでいくことが求められます

また、交通安全対策については、環境の整備のみならず、高齢者、子どもや障害者に対して思いやりの心を持って誰もが接し、交通安全に対する強い意識を持つことが必要です。

【取り組みの役割分担】

住民一人ひとりの取り組み
○不審な人や車を見かけたり、不審な電話などの被害にあったら、周りの人や警察、役場に連絡・相談しましょう。 ○防犯知識を身につけるとともに警察などの犯罪情報に留意し、自らの安全確保だけでなく、身近な子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれないよう気をつけましょう。 ○住民一人ひとりが、交通安全を意識し、交通マナーを守るよう心がけましょう。
地域・関係団体などの取り組み
○戸締りや不審者に気をつけるようにお互いに声をかけ合いましょう。 ○不審者や危険箇所等の防犯情報を共有し、注意しましょう。 ○学校や PTA などの関係団体や警察など公的機関と連携し、地域の中での自主的な防犯活動や交通安全対策を進めましょう。 ○子どもの見守り等の活動をさらに推進しましょう。
行政の取り組み
○警察をはじめ各関係団体、地域の協力を得ながら、犯罪の防止に関する助言や情報提供を行い、住民の安全確保のための施策を推進します。 ○住民の防犯や交通安全意識を高めるため、広報紙での周知啓発や講座を開催するなど、各種の啓発活動を充実します。 ○あいさつ運動や声かけなど、地域が進める見守り、助け合いの仕組みづくりを支援します。

（2）災害時や緊急時の支援体制の強化

すべての住民が、住み慣れた地域で安全に安心して生活するためには、災害時や緊急時に安全、迅速に避難できるなど、防災体制の整備が必要です。

アンケート調査によると、３割以上の住民が「災害など緊急事態が発生した場合に避難ができないと思う」と回答しており、災害発時に困ることとしては、「災害時の緊急の連絡方法や連絡先がわからない」「災害時の情報入手や連絡の手段がない」とした意見が多くみられました。

今後、避難体制や要援護者への支援体制の整備を行うとともに、災害時に備えた地域活動を促進していくことが必要です。

【取り組みの役割分担】

住民一人ひとりの取り組み
○災害時の緊急連絡先や避難場所等について、日頃から確認や準備をしておきましょう。 ○災害時に備え、非常時持ち出し品や非常備蓄品の準備をしましょう。 ○自分の身は自分で守るという意識を持っておきましょう。
地域・関係団体などの取り組み
○子どもやひとり暮らしの高齢者、障害のある人など災害時や緊急時の要援護者について把握し、関係機関などと情報を共有しておきましょう。 ○高齢者や障害のある人も参加して、日ごろから地域単位で防災訓練を行いましょう。
行政の取り組み
○避難場所や避難経路、災害の知識及び対処法について、ホームページのほかハザードマップなどによる啓発・広報を行います。 ○避難所において災害時要援護者が適切な支援を受けることができるよう体制の整備に努めます。 ○災害別の避難場所や避難経路の周知、講座や広報紙等で防災に関する情報提供を充実し、住民の防災意識を高めます。 ○万一の災害の場合に迅速な避難ができるよう、避難訓練等の開催を行います。 ○避難行動要支援者名簿を更新し、民生委員、社会福祉協議会、警察等の関係団体と情報を共有することにより、災害時の安否確認や避難支援を円滑に実施できる体制づくりを進めます。

（3）誰もが暮らしやすい環境の整備

全ての住民が安心して快適に生活するためには、道路や各種施設等、地域全体の生活基盤の整備が必要です。また、高齢者や障害者等、支援を必要とする人が、地域で自立して生活するためには、外出のための移動手段の確保が重要になります。

あわせて今別町では、地域格差などによる買い物弱者対策が急務となっており、アンケート調査でも買い物に不便を感じている人が４割近くと多くなっており、ヒアリング調査でも買い物環境に関する意見が多くみられました。

移動が困難な人のための公共交通や福祉交通の充実、移動しやすい歩道や子ども連れや高齢者等に配慮した施設の整備、誰もが安心して利用できる買い物環境の整備など、誰もが利用しやすいまちの整備が必要です。

【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み
○高齢者や障害者等の移動を手助けしましょう。 ○利用しにくい公共施設等があった場合、行政に対して意見・要望等を伝えましょう。
地域・関係団体などの取り組み
○地域で道路等の危険箇所を把握し、不便や危険なところがあれば行政や民間事業者など、それぞれの管理者に意見・要望を伝えましょう。
行政の取り組み
○町民が安心安全に生活できるよう、道路の整備や改修、それらに関わる要請を進めます。 ○町民の重要な足として役割をもつ巡回バスなどの維持や利便性を高め、町民の暮らしを支えます。

基本目標３	ふれあいとつながりの場所づくり

１．住民がつながる場所づくり

（１）ふれあいの充実

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりの基本となるのは、個人の活動も大切ですが、身近な地域の中での人と人との「つながり」が、より地域の力を育みます。しかし、近年、隣近所での助け合いやコミュニケーションの不足、地域行事など交流機会の減少などが指摘されています。

アンケート調査の結果では、近所づきあいの頻度で「親しく付き合っている」とした回答が半分以上を占め最も多くなっていますが、「あいさつをする程度の付き合い」が３割以上、「ほとんど付き合いはない」も少数ですがみられます。

地域の問題の解決のためには、同じ地域に住む人同士が知り合い、助け合う意識を持つことが大切であり、このような助け合いの意識は、日常的で自然なふれあいの中から生まれるものです。地域の中で、通いの場など住民同士が自然に交流できる場づくりや、日頃からのあいさつ・声かけ等による交流・ふれあいを促進することが必要です。

【取り組みの役割分担】

住民一人ひとりの取り組み
○積極的にあいさつや声かけをするなど、普段からコミュニケーションをとりましょう。 ○通いの場に積極的に参加しましょう。 ○地域での行事やイベントに積極的に参加することで、地域の様々な世代の人との交流を持ちましょう。
地域・関係団体などの取り組み
○地域であいさつ運動や声かけ運動を展開しましょう。 ○通いの場にご近所のかたを誘って参加し、健康づくりの輪を広げましょう。 ○地域の気軽に様々な住民が参加できる行事やイベントを企画・開催し、交流の機会を広げましょう。 ○地域行事等を積極的に住民に周知し、参加を促進しましょう。
行政の取り組み
○子どもから高齢者まで、また、障害の有無等にかかわらず、様々な住民同士が交流できる場・機会づくりを促進します。 ○各地域で行っている行事やイベントなどに関する情報を収集し、広報紙やホームページなどで提供します。 ○高齢者の孤独感や閉じこもりを解消するため、地域での高齢者同士の交流や子ども達との交流を促進します。 ○子育て中の親同士が、子どもを含めて交流できるような場や機会を提供します。

２．地域における連携の体制づくり

（１）身近な情報の活用

地域のことをよく知らないと、隣近所や地域の中での関係が薄れていきます。住民がお互いに理解し合う関係を構築するためには、地域内のつながりが重要になります。

近年は、近所付き合いや地域での活動を通じた情報交換の機会が減り、身近な地域の情報が素早く伝わらないといった可能性も出てきました。

特に町ではひとり暮らしの高齢者が増えており、町内会による各地区での見守り活動を推進し、安否確認を行う体制づくりを進めています。その中で、地域の活動や交流の機会を通じて情報を伝え、みんなが共有できる体制を整え、地域住民をはじめとして民生委員・児童委員、ボランティア等や、各種団体、社会福祉協議会などが互いに交流・連携を深めるとともに、団体間や地域間で協力しながら活動を充実させ、地域の連携体制を整えることが必要になります。

【取り組みの役割分担】

住民一人ひとりの取り組み
○地区の広報や回覧文書等には目を通し、家族の中で情報を共有しましょう。 ○地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めるよう心がけましょう。 ○ひとり暮らし高齢者などは緊急時の連絡先等について、隣近所に伝えておくよう心がけましょう。
地域・関係団体などの取り組み
○町内会など、地域全体で連携・協力して、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を中心に訪問や安否確認などの見守り活動を行いましょう。 ○近所づきあいや地区の集まりなど、さまざまな地域活動の中で、民生委員・児童委員、ボランティア等を中心に、町内会による各地区、身近な地域での福祉情報を共有しましょう。 ○地域の活動や行事を通じて、ひとり暮らしの高齢者などの情報を地域の中で共有しましょう。
行政の取り組み
○個人情報の管理について、民生委員・児童委員の研修や学習会の充実を図ります。 ○各地区の地域活動について情報提供を行います。

基本目標４	福祉を支える人づくり

１．福祉意識向上の体制づくり

（１）福祉意識の醸成

地域福祉を推進するためには、住民一人ひとりが福祉の担い手であるという意識を持ち、自助、共助による地域福祉の重要性を理解することが必要です。

アンケート調査の結果では、福祉に関して「とても関心がある」と「ある程度関心がある」をあわせた「関心がある」とした回答が８割近くを占めます。また、地域福祉に関する課題に対して、住民同士の助け合いや支えあいの必要性についてどう思うかという設問では、「とても必要だと思う」と「ある程度必要だと思う」をあわせた「必要だと思う」とした回答が９割以上を占めています。

全ての住民が、お互いを正しく理解し、人格を尊重し合うことができるよう、福祉についての教育や啓発活動が必要です。

【取り組み内容】

住民一人ひとりの取り組み
○助け合い・支え合いという地域福祉の意識を持ちましょう。 ○通いの場に積極的に参加し、できる範囲で運営の支援をしましょう。 ○家庭内で福祉について話し合う機会を持ちましょう。 ○広報紙やパンフレットなどをきちんと読み、福祉に関する正しい知識を得ましょう。
地域・関係団体などの取り組み
○地域や団体活動の中で、福祉や人権問題についての学習や話し合いの機会を設けましょう。 ○通いの場の周知や場所の提供など可能な範囲で支援を行いましょう。 ○地域の行事やイベントでは、高齢者や障害者、小さな子ども連れなど、誰もが参加しやすいよう配慮しましょう。 ○企業は障害のある人に対する法定の雇用率を守るよう努めましょう。
行政の取り組み
○地域福祉に関する情報の広報・啓発に努め、地域で支え合うための交流活動の大切さや、地域での支え合い活動を促す福祉意識の醸成を図ります。 ○学校での福祉教育を推進するほか、さまざまな機会を利用し、地域住民の福祉に対する意識の向上や福祉についての教育を推進します。 ○企業に障害のある人に対する法定の雇用率を守るような広報・啓発に努めます。

2．誰もが参加できる地域づくり

（1）民生委員・児童委員、ボランティア、福祉団体等の活動の促進

民生委員・児童委員、福祉に関わるボランティア等は、地域福祉の推進主体として重要な役割を果たしており、高齢者や障害者、子育て家庭への支援等、さまざまな分野で活躍しており、それぞれの特性を活かしながら、地域福祉の取り組みを進めていくことが大切です。

アンケート調査の結果では、民生委員・児童委員が行う活動について「活動内容を知らない」とした回答は半数以上となっており、担当の民生委員・児童委員について「知らない」とした回答も３割以上となっています。

民生委員・児童委員、ボランティア等の関係団体と連携して活動の周知などに取り組み、関係団体の活動のさらなる活性化を図ることが必要です。

【取り組みの役割分担】

住民一人ひとりの取り組み
○民生委員・児童委員等の役割について理解し、その活動に積極的に協力しましょう。 ○ボランティア等の活動に関心を持ち、参加しましょう。 ○ボランティア養成講座等に積極的に参加しましょう。 ○地域福祉を担う人材の一人として、自身のできる範囲で地域活動に参加しましょう。
地域・関係団体などの取り組み
○民生委員・児童委員、ボランティア等の活動を通じて、支援を必要とする人の早期発見・早期支援に努めましょう。 ○民生委員・児童委員、ボランティア等と社会福祉協議会、自治会等、関係団体との連携・協力関係を深めましょう。 ○ボランティア等に参加しやすいような内容や、参加を促進するための取り組みについて検討しましょう。 ○地域福祉の担い手となる人材を発掘し、若いリーダー・後継者の育成に努めましょう。
行政の取り組み
○民生委員・児童委員、ボランティア等に対する認知度を高めるため、広報紙等を通じて、活動内容などを紹介します。 ○広報紙やホームページを利用して、継続的にボランティア活動に対する理解と協力を求めるとともに、ボランティアへの参加を呼びかけ、ボランティア活動に参加したい人がスムーズに参加できるような体制づくりを図ります。 ○認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として、認知症サポーターを養成し、地域において認知症に関する理解の普及を促進していきます。

第５章　計画の推進

第５章　計画の推進

１．計画の推進体制

住み慣れた地域で、すべての住民が安心して暮らしていく社会を築くためには、地域と行政との協働による取り組みが不可欠です。

このため、本計画の推進にあたっては、行政だけでなく地域福祉のさまざまな担い手が特徴や能力を活かし、それぞれの役割を果たしながら、お互いに連携を図り、「協働」による取り組みを進めます。

（１）住民の役割

住民は福祉サービスの利用者であり、地域福祉の担い手でもあります。

住民自身が自らの地域を知り、考え、地域のさまざまな問題を解決するために、地域福祉の担い手として主体的に地域社会に参加することが求められます。

（２）福祉サービス提供者の役割

福祉サービス事業者・ボランティア団体などの福祉サービス提供者は、サービスの質・量の確保、利用者の自立支援、サービスや活動内容の情報提供及び周知、他のサービス提供者と連携した取り組みを進めることが大切です。

今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、住民が地域福祉に参加するための支援、地域福祉への参加が求められます。

（３）社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とするさまざまな事業や普及・啓発、助成などを行うことにより地域福祉の推進を図る団体です。社会福祉法において、地域福祉推進の中心的役割を担う団体として位置づけられています。

このため、行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体、行政との調整役としての役割を担うことが求められます。

本計画においても、今別町社会福祉協議会を今別町における地域福祉活動の重要な担い手としてとらえ、各取り組みを推進していきます。

（４）行政の役割

行政は、住民の福祉の向上をめざし、福祉施策を総合的に推進することが重要です。住民や関連機関と相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズの把握と地域に根ざした施策の推進に努めます。

このため、保健福祉課を中心に庁内関係各課の緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって施策を推進していきます。

２．計画の点検・評価・推進体制

計画に盛り込んだ施策の進捗状況については、ＰＤＣＡサイクルに基づき、実施状況の点検や評価を行い、必要な場合は、取り組み内容の見直しを行っていきます。

その体制としては、「今別町地域福祉計画策定委員会」の委員を中心に構成し、継続的に取り組んでいきます。

また、本計画は地域の多様なニーズに幅広く対応するため各関係機関の連携が必要なことから、行政はその総合的な把握に努めるとともに、保健福祉課は各施策の進捗状況を把握し、庁内関係部署と連携を図りながら、施策を推進します。

そして、本計画の実施状況に係る情報を、広く住民に周知していくため、広報紙や今別町ホームページ等、さまざまな媒体を活用して、住民が施策や取り組み内容を十分に理解し、地域福祉を推進できるよう、きめ細かな情報提供に努めます。

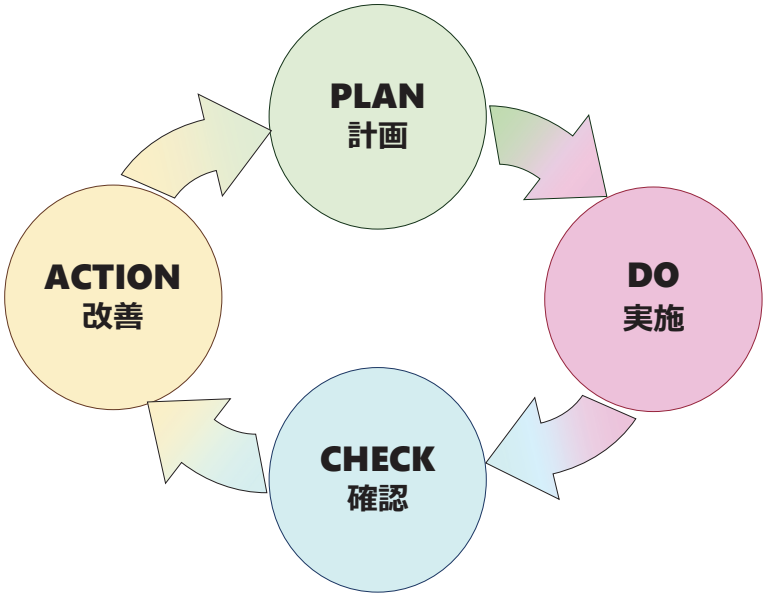

○「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「PLAN（計画）」「DO（実施）」「CHECK（確認）」「ACTION（改善）」のプロセスを順に実施していくものです。

第６章　成年後見制度利用促進基本計画

第６章　成年後見制度利用促進基本計画

１．成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

「成年後見制度利用促進基本計画」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 23 条第１項の規定に基づき、国の基本計画を勘案して、当町の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものです。

２．基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上の障害により判断能力が不十分であるために、契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度趣旨があります。

今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性も高まっていくと考えられ、実際の利用者は近年増加傾向にはあるものの認知症高齢者等の数と比較すると少なくなっています。

成年後見制度の利用促進を図っていくためには、以下の場面ごとに地域における課題を整理して、体制を整備し、対応を強化していくことが求められています。

① 制度の広報・周知
② 相談・発見
③ 情報集約
④ 地域体制整備
⑤ 後見等申立て
⑥ 後見等開始後の継続的な支援
⑦ 後見等の不正防止

（１）利用者がメリットを実感できる制度の運用

住民が成年後見制度への理解を深め利用しやすくなるとともに、見守りや支援の担い手となるよう、パンフレット等の作成・配布等を通じ、成年後見制度等の周知啓発を行います。

権利擁護支援が必要な人を、成年後見制度を含めた適切な支援に結び付けるため、相談支援体制の充実を図ります。特に弁護士や社会福祉士などの専門職に相談できるような体制整備の推進、家庭裁判所との情報共有ができるような仕組みづくりを近隣町村と広域で実施できるような体制の構築も含め、協議・検討を続けていきます。

施策１　成年後見制度普及・啓発
施策２　成年後見制度利用支援事業
施策３　町担当課での相談体制の充実

（2）権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

地域の住民・団体・関係機関がそれぞれの役割を果たしながら連携し、支援が必要な人を早期に発見し、速やかな支援につなげられるよう、地域連携ネットワークの構築に向けた検討を行います。

地域連携ネットワークは、住民・地域とともに弁護士会、司法書士会、社会福祉会や家庭裁判所、事業者などが連携・協力し、権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、速やかに適切な支援に結びつけるとともに、本人の意思決定・心情保護を重視した支援を行っていく地域の仕組みです。

現状地域資源が乏しいこともあり、法律・福祉の専門職が関与するかたちでの地域連携ネットワークの構築ついては今後も近隣町村と協議を続け広域での実施をめざしていきます。

協議会については、既存の地域ケア会議の中の保健医療福祉サービス介入ネットワーク会議を中心として立ち上げに向けた検討を行っていきます。

保健医療福祉サービス介入ネットワーク会議の中での研修会などは開催しているものの、市民後見人の担い手の育成について町単独での事業はないため、今後近隣市町村と協議しながら、市民後見人養成講座の共同での開催を検討していきます。

施策１　地域連携ネットワークの構築
施策２　中核機関の立ち上げ
施策３　協議会設置の検討
施策４　市民後見人養成に関する周知、講座の開催の検討

（3）安心して成年後見制度を利用できる環境の整備

費用負担能力や身寄りのない人をはじめ複合化・複雑化した課題がある人や長期支援が必要な人であっても成年後見に制度を適切に利用できるよう支援を行います。

自ら SOS を出せない支援の必要な人に対し、住民に最も身近な行政機関として、相談支援専門員や民生委員、役場・関係機関の連携による情報の集約などにより早期発見から専門機関へ的確に繋げられるような体制の整備を検討していきます。

また、後見人等が知識不足などから誤った制度運用を行わないよう、不正防止に向けた取り組みを進めます。そのためには制度の正しい知識の普及及び多職種連携によるチームでの対応が重要になるため、法的権限を持つ後見人と親族・福祉・医療などの関係者が協力して見守るような体制づくりの検討を続けていきます。

施策１　地域包括支援センター・介護事業者との連携
施策２　日常生活自立支援事業との連携
施策３　多職種連携による成年後見制度の意見交換、研修会などの開催

第７章　地域福祉活動計画

第７章　地域福祉活動計画

１．計画策定の概要

（１）計画策定の趣旨

少子高齢社会の進展、家族形態の変容、地域での人間関係の希薄化など、地域が抱える課題はますます複雑・多様化し、新たな課題も発生しています。

これらの課題に対応していくためには、支援を必要とする方がサービスを利用するだけでなく、地域住民のニーズを早期に発見し、問題が発生する前の予防的な取り組みや、地域全体でその解決に向けた支援体制づくりが求められています。

今別町社会福祉協議会は、今別町をはじめとする行政機関や地域の社会資源と連携し、地域住民の福祉活動の推進や組織化、相談支援、在宅福祉サービスの提供など、各種事業に取り組んできましたが、本町においても、少子高齢化などの進行に伴い、地域福祉を推進する上で、人材不足などの大きな課題が発生することが予想されます。

このような状況を踏まえ、町民とのつながりを持ち、行政の後立てによる公益性を活かした事業にあたるための基本的な方向性を示すとともに、地域福祉推進の中核的組織としての役割をさらに果たしていくために、「今別町地域福祉活動計画」を策定します。

（２）計画の位置付け

「地域福祉活動計画」は、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする民間の活動・行動計画です。

地域における課題や地域福祉の理念などを共有し、活動の密接な連携を確保します。

（３）今別町地域福祉計画との連携

本計画は、「今別町地域福祉計画」と同時に策定されています。

「今別町地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づき、本町の地域福祉を推進するための基本計画として今別町が策定したものであり、本計画と相互に連携することが示されています。

（４）計画の推進

本計画と今別町地域福祉計画は、地域福祉を推進する上で密接な関係があることから、両計画を一体のものとして推進を図ります。

２．事業の展開

（１）地域福祉推進事業

ふれあい移送サービス事業	
取組内容	自力での外出が著しく困難な状況にある高齢者及び障害者が生活する上で必要な外出を福祉移送介助車の派遣で支援することにより、本人の健康維持と精神的充実及び介護負担軽減を図ります。

福祉安心電話サービス事業	
取組内容	援護者に対する住民参画の緊急時における支援のあり方を検討し、いち早く安全に対応する仕組みを明確にしておくなど、安心ネットワークの不可欠事項として、福祉安心電話の設置を行います。

福祉団体育成事業	
取組内容	町内福祉団体５団体の（老人クラブ連合会、ボランティア連協、身障福祉会、母子寡婦福祉会、ゲートボールクラブ）事務の受託運営を行います。

介護基本事業	
取組内容	突然のけがや病気に対応するため、家庭や職場での応急手当を取得することによって一命をとりとめることができる救命法を学ぶため、救命救急法講習会の実施を行います。

（２）ふれあい福祉相談事業（自殺対策対面型相談事業）

ふれあい福祉相談事業（自殺対策対面型相談事業）	
取組内容	住民の抱える生活・福祉問題やニーズ等、総合的な相談を受けとめ、専門相談をはじめ、生活一般相談・電話相談により問題解決へ向けて援助活動を推進します。

（3）共同募金配分事業

高齢者福祉活動	
取組内容	一人暮らし及び高齢者のみの世帯を対象に交流による孤独感の解消、町内会ごとの支援者の発掘を行い、スポーツを通して健康づくりと仲間づくりに寄与します。

児童・青少年福祉活動費の補助	
取組内容	町内の小中高校をボランティア推進校として指定し、活動を通じて、社会福祉に関心をもってもらい、ボランティア精神の醸成を図ります。

地域住民福祉活動の助成	
取組内容	ボランティア活動に関わる情報提供、研修等を通して会員増強につなげ、ボランティア連絡協議会の基盤強化を図ります。

歳末たすけあい配分事業の実施	
取組内容	ＮＨＫ歳末の配分金を活用し、かもめ共同作業所での事業を実施します。

（4）生活福祉資金貸付事業事務委託事業

生活福祉資金貸付事業事務委託事業	
取組内容	低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯等に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、生活の安定に寄与します。

（5）高齢者生活支援事業

高齢者生活支援事業	
取組内容	高齢者（障害者）世帯等に対する生活支援を行い、安心できる生活環境の充実を図ることを目的とし、除雪支援を実施します。

（6）たすけあい資金貸付事業

たすけあい資金貸付事業	
取組内容	低所得者に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立を図り安定した生活が送れるように支援します。

資　料　編

資　料　編

１．今別町地域福祉計画策定委員名簿

	所 属 団 体 等	職名	氏　　名	備 考
1	今別町社会福祉協議会	会 長	阿 部 修 一	会 長
2	今別町身体障害者福祉会	会 長	畠 山 清 隆	
3	今別町地区総代連絡協議会	会 長	吹 田 良 樹	副会長
4	今別町老人クラブ連合会	会 長	松 本　　忠	
5	今別町民生委員児童委員協議会	会 長	大 畑 恒 子	
6	人権擁護委員	委 員	田 中 良 光	
7	今別町母子寡婦福祉会	会 長	川 村 弘 江	
8	今別町連合婦人会	会 長	米 田 と き	
9	今別町ボランティア連絡協議会	会 長	吉 田 す ゑ	

任期：令和2年3月6日～令和2年3月31日